

司研企一第134号

(人ろ-08)

平成27年3月11日

高等裁判所長官 殿

司法研修所長 山 名 学

平成27年度判事補基礎研究会の実施について（通知）

標記の研究会を下記のとおり実施しますから、貴庁管内の対象者を参加させてください。

なお、参加対象者を4月3日（金）までに報告してください。

記

1 研究期間

6月1日（月）から同月5日（金）までの5日間

2 研究場所

司法研修所

3 対象者

(1) 平成24年12月に司法修習を終え、平成25年1月に裁判官に任命された判事補（現行第65期及び新第65期）

(2) 平成25年度及び平成26年度判事補基礎研究会に参加しなかった現行第63期、新第63期、現行第64期及び新第64期の判事補のうち、参加を希望する判事補

4 研究内容

裁判実務の在り方の研究及び裁判官としての自己研さんの契機となる基礎的知識の修得等

5 宿舎

宿舎を必要とする参加者については、当研修所の宿舎を用意する。

平成 27 年 3 月 26 日

平成 27 年度判事補基礎研究会実施要領

(1 日目)

1 講演「民事裁判について」

東京高裁の田村幸一判事を講師に迎え、民事裁判の在り方などについて講演していただく。

2 説明「民事裁判の現状と課題」

民事裁判の現状と課題について、民事局第一課長から説明を受ける。

3 問題研究（班別）「民事執行事件の処理」

3 班に分かれ、それぞれ東京地裁又は大阪地裁の裁判官を講師に迎え、民事執行事件の処理に関する設例に基づき、民事執行に関する基本問題について、共同研究を行うとともに、講師から説明を受ける予定である。

(2 日目)

4 講演「刑事裁判について」

東京高裁の河合健司判事を講師に迎え、刑事裁判の在り方などについて講演していただく。

5 説明「刑事裁判の現状と課題」

刑事裁判の現状と課題について、刑事局第一課長から説明を受ける。

6 説明「裁判所書記官との協働」

裁判官と書記官との協働の在り方などについて、総務局参事官から説明を受ける。

7 問題研究（班別）「令状事件の処理」

3 班に分かれ、それぞれ東京地裁又は大阪地裁の裁判官を講師に迎え、以下の研究事項について、共同討議を行うとともに、講師から説明を受ける予定である。

[研究事項]

- ① 逮捕に関する問題
- ② 勾留に関する問題
- ③ 接見禁止に関する問題
- ④ 保釈、勾留執行停止に関する問題
- ⑤ 搜索差押等（鑑定処分、検証等を含む。）に関する問題
- ⑥ 準抗告に関する問題
- ⑦ その他

（3日目）

8 問題研究（班別）「民事保全事件の処理」

3班に分かれ、それぞれ東京地裁又は大阪地裁の裁判官を講師に迎え、民事保全事件の処理に関する設例に基づき、民事保全に関する基本問題について、共同研究を行うとともに、講師から説明を受ける予定である。

9 共同研究（班別）「判例について」

5班に分かれ、それぞれ地裁部総括裁判官を講師に迎え、判例の役割・機能、判例の拘束力の意義、限界などについて、以下の研究項目を中心に共同討議を行う。

〔研究項目〕

- ① どの部分を判例と考えるか。
- ② 判例の拘束力の及ぶ範囲をどこまでと考えるか。
- ③ 判例の拘束力の根拠をどのように考えるか。
- ④ 判例（主論）と傍論とを区別できるか。傍論とは何か。

（4日目）

10 講演「世界経済と日本経済の動向と課題」（仮題）

株式会社 [] の [] 副理事長を講師に迎え、経済の動向等をテーマとする講演をしていただく予定である。

11 講演及びワークショップ「批判的思考について」（仮題）

[] 大学大学院教授の [] 氏を講師に迎え、批判的思考（クリティカル・シ

ンキング) に関し、講演とワークショップを行う。

(5日目)

12 講演「社会とバリアフリー」

大学 教授である 氏を講師に迎え、現代社会に生きる障害者の方が社会生活上のバリアと感じていることなどについて講演していただく予定である。

13 意見交換（班別）「これから目指すもの」

研究会の締めくくりとして、各自の任官後の約2年半の経験を踏まえ、より良い裁判のために必要なもの、今後の成長目標などにつき、班別の意見交換をする。

平成27年度判事補基礎研究会

参加者名簿

管内高裁	本務庁	氏名	備考
東京	東京高裁	南部潤一郎	
	東京地裁	池本拓馬	
		伊藤健太郎	
		伊藤藤太郎	
		今泉さやか	
		上木英典	
		宇野由隆	
		大曾根史洋	
		大西正悟	
		蕪城真由子	
		神永暁樹	
		北原繪明	
		杵高卓	
		川田真梨子	
		中田萌々	
		中村雅人	
		藤田直規	
		三坂歩輝	
		森下宏那	
		吉田奈藍	
	東京地裁立川支	今村上	
		村遠藤	
	東京家裁	石井安奈	
	横浜地裁	岡田航	
		小蕪雄一	
	さいたま地裁	今西由佳	
		岩尾悠	
		仲田千陽	
		中村翔	
		平山慎	
	さいたま家裁熊谷支	中馬	

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	千葉地裁	津 田	裕
		芦 田	裕
		小 谷	裕
		築 田	美
		高 橋	央
		原 板	子
		東 内	太
		竹 島	里
		福 間	子
		臼 倉	旭
大阪	水戸地裁		匠
	宇都宮地裁		史
	静岡家裁沼津支		也
	甲府地裁		や
	長野地裁		太
	新潟地裁		美
	大阪地裁		子
		堯 拓	希
		主 宏	美
		雅 朱	勝
名古屋		悠 裕	太
		巨 敬	広
		智 悠	貴
		悠 継	史
		拓 毅	也
		祐 太	裕
		雄 浩	郎
		幸 幸	平
		瑛 達	司
		太 康	奈
東京	千葉地裁	津 田	子
		芦 田	昭
		小 谷	朗
		築 田	孝
		高 橋	介
		原 板	
		東 内	
		竹 島	
		福 間	
		臼 倉	
大阪	大阪家裁		
	京都地裁		
	神戸地裁		
	奈良地裁		
	大津地裁		
	和歌山地裁		
	名古屋地裁		
	岐阜地裁		
	金沢地裁		

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
名古屋	富山地裁	西ヶ谷	恵
広島	広島地裁	土山	史
		内藤	子
	岡山地裁	石井	明
	鳥取家裁	山崎	志
	松江地裁	小島	務
福岡	福岡高裁	岸本	成
	福岡地裁	石上	一
		清 水	一
		清 水	江
		藤 村	司
	佐賀地裁	獅子野	介
	長崎地裁	白井	志
	大分家裁	五味	一
	熊本地裁	久保	司
		瀧澤	孝太郎
	鹿児島地裁	岩見	貴博
	宮崎地裁	芹澤	美知太郎
仙台	仙台地裁	尾田	いずみ
		志田	智之
	福島地裁	島田	壮一郎
	山形地裁	渡部	孝彦
	青森地裁	関	泰士
札幌	札幌地裁	岡	英美子
		貝阿彌	健美
	函館地裁	天鈴	愛祥
	旭川地裁	鹿原	吾文
高松	徳島地裁	中井	隆雄
	高知地裁	稲村	雄介
	松山地裁	河	豪俊

合計 100 人

司研企一第203号

(人ろー08)

平成27年4月13日

高等裁判所長官 殿

司法研修所長 山 名 学

平成27年度判事補基礎研究会の参加者について（通知）

標記の研究会の参加者は、別添の参加者名簿記載のとおり決定しました。

平成27年度判事補基礎研究会

参 加 者 名 簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	東京高裁 東京地裁	南 部 潤 一 郎 池 本 拓 馬 伊 藤 健 太 郎 伊 藤 渉 今 泉 さ や か 上 木 英 典 宇 野 由 隆 大 曾 根 史 洋 大 西 正 悟 蕪 城 真 由 子 神 永 曉 北 原 樹 杵 渕 絵 高 木 明 高 田 卓 中 川 子 中 田 々 中 村 人 藤 田 規 三 坂 歩 森 下 輝 吉 田 奈 今 野 藍 村 上 奈 遠 藤 歩 石 井 沙 岡 田 毅 小 野 介 蕪 城 一 郎 今 西 由 佳 子 岩 尾 矢 仲 田 紘 中 村 菜 平 山 悟 中 馬 慎 子	
	東京地裁立川支		
	東京家裁 横浜地裁		
	さいたま地裁		
	さいたま家裁熊谷支		

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	千葉地裁	津 田	裕
		芦 田	裕
		小 川	裕
		谷 築	美
		高 橋	央
	水戸地裁	高 原	子
	宇都宮地裁	板 東	太
	静岡家裁沼津支	竹 内	里
	甲府地裁	島 田	子
	長野地裁	福 間	旭
大阪	新潟地裁	白 倉	匠
	大阪地裁	大 畑	史
		金 好	也
		黒 木	や
		幸 田	太
		高 津 戸	美
		豊 澤	子
		中 井	希
		狹 藤	美
		札 本	勝
名古屋	大阪家裁	山 池	太
	京都地裁	高 津 戸	広
		渡 邊	貴
	神戸地裁	尾 島	史
	奈良地裁	久 野	也
	大津地裁	田 中	裕
	和歌山地裁	松 本	郎
	名古屋地裁	木 野 村	平
		金 納	司
		中 井	奈
	岐阜地裁	松 田	子
	金沢地裁	太 田	昭
			朗
			孝
			介

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
名古屋	富山地裁	西ヶ谷	恵
広島	広島地裁	土山	史
		内藤	子
	岡山地裁	石井	明
	鳥取家裁	山崎	志
	松江地裁	小島	務
福岡	福岡高裁	岸本	成
	福岡地裁	石上	一
		清水	一
		清水	江
		藤村	司
	佐賀地裁	獅子野	介
	長崎地裁	白井	志
	大分家裁	五味	一
	熊本地裁	久保	司
		瀧澤	孝 太 郎
	鹿児島地裁	岩見	貴 博
	宮崎地裁	芹澤	美知 太 郎
仙台	仙台地裁	尾田	い ず み
		志田	智 之
	福島地裁	島田	壮 一 郎
	山形地裁	渡部	孝 彦
	青森地裁	関	泰 士
札幌	札幌地裁	岡	英 美 子
		貝阿彌	健
	函館地裁	天田	愛 美
	旭川地裁	鈴鹿	祥 吾
高松	徳島地裁	中原	隆 文
	高知地裁	中井	稲 介
	松山地裁	河村	豪 俊

合計 100 人

司研企一第204号

(人ろー08)

平成27年4月13日

東京高等裁判所長官 殿

司法研修所長 山 名 学

平成27年度判事補基礎研究会の任意参加について（通知）

下記1のとおり実施する標記の研究会のうち2のカリキュラムについて、東京高等裁判所判事南部潤一郎から参加希望の申出がありましたから、参加させていただきます。

なお、参加者に対する旅行命令及び旅費支給の手続は、当研修所が行います。

記

1 日程等

(1) 日程 別添の日程表（案）のとおり

(2) 場所 司法研修所

2 参加するカリキュラム

月	日	曜	時 間	内 容
6	1	月	10:00～11:30	講演「民事裁判について」
			12:20～13:00	説明「民事裁判の現状と課題」
			13:20～17:15	問題研究（班別）「民事執行事件の処理」
	2	火	10:00～11:30	講演「刑事裁判について」
			12:20～13:00	説明「刑事裁判の現状と課題」
			13:00～13:40	説明「裁判所書記官との協働」
			14:00～17:00	問題研究（班別）「令状事件の処理」

月	日	曜	時 間	内 容
6	3	水	10:00～14:30	問題研究（班別）「民事保全事件の処理」
			14:50～17:00	共同研究（班別）「判例について」

日 程 表 (案)

月	日	曜	実 施 内 容						
6	1	月	9:50 所長あいさつ	10:00 講演 「民事裁判について」 東京高裁部総括判事 田 村 幸 一	11:30 説明 「民事裁判の 現状と課題」 民事局第一課長 福田千恵子	12:20 13:00 問題研究（班別） 「民事執行事件の処理」 1 班 東京地裁判事 寺 岡 洋 和 2 班 東京地裁判事 梶 浦 義 嗣 3 班 大阪地裁判事 細 川 二 朗	13:20 ※	17:15	
	2	火	10:00 講演 「刑事裁判について」 東京高裁部総括判事 河 合 健 司	11:30 説明 「刑事裁判の 現状と課題」 刑事局第一課長 香川徹也	12:20 13:00 説明 「裁判所書記 官との協働」 総務局参事官 平城文啓	13:00 13:40 問題研究（班別） 「令状事件の処理」 1 班 東京地裁判事 岸 野 康 隆 2 班 東京地裁判事 中 村 光 一 3 班 大阪地裁判事補 田 中 昭 行	14:00	17:00	
	3	水	10:00 問題研究（班別） 「民事保全事件の処理」 1 班 東京地裁判事 関 述 之 2 班 東京地裁判事補 川 勝 庸 史 3 班 大阪地裁判事 向 井 敬 二			14:30 14:50 共同研究（班別） 「判例について」 A 班 東京地裁部総括判事 本 多 知 成 B 班 東京地裁部総括判事 谷 口 園 恵 C 班 東京地裁部総括判事 長谷川 浩 二 D 班 東京地裁部総括判事 大 野 勝 則 E 班 東京地裁部総括判事 稗 田 雅 洋			17:00
	4	木	10:00 講演 「〇〇〇〇〇〇」 株式会社 [] 副理事長 []			12:00 13:00 14:30 14:45 講演 ワークショップ（班別討論） 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 [] 大学大学院教育学研究科 教授 []			17:00
	5	金	10:00 講演 「社会とバリアフリー」 [] 大学 [] 教授			12:00 13:00 16:30 意見交換（班別） 「これから目指すもの」 a 班 司研教官 村 田 渉 b 班 司研教官 花 村 良 一 c 班 司研教官 任 介 辰 哉 d 班 司研教官 山 崎 栄一郎			

※ 懇談会を予定

(高等裁判所経由)

司研企一第205号

(人ろー08)

平成27年4月13日

千葉地方裁判所長 殿

司法研修所長 山 名 学

平成27年度判事補基礎研究会の任意参加について（通知）

下記のとおり実施する標記の研究会について、千葉地方裁判所判事補津田裕から参加希望の申出がありましたので、参加させてください。

なお、参加者に対する旅行命令及び旅費支給の手続は、当研修所が行います。

記

- 1 日程 別添の日程表（案）のとおり
- 2 場所 司法研修所

日 程 表 (案)

月	日	曜	実 施 内 容									
6	1	月	9:50 所長あいさつ	10:00 講演 「民事裁判について」 東京高裁部総括判事 田 村 幸 一	11:30 説明 「民事裁判の 現状と課題」 民事局第一課長 福田千恵子	12:20 13:00 説明 「民事裁判の 現状と課題」 民事局第一課長 福田千恵子	13:20 問題研究（班別） 「民事執行事件の処理」 1 班 東京地裁判事 寺 岡 洋 和 2 班 東京地裁判事 梶 浦 義 嗣 3 班 大阪地裁判事 細 川 二 朗	17:15	※			
	2	火	10:00 講演 「刑事裁判について」 東京高裁部総括判事 河 合 健 司	11:30 説明 「刑事裁判の 現状と課題」 刑事局第一課長 香川徹也	12:20 13:00 説明 「裁判所書記 官との協働」 総務局参事官 平城文啓	13:00 13:40 説明 「裁判所書記 官との協働」 総務局参事官 平城文啓	14:00 問題研究（班別） 「令状事件の処理」 1 班 東京地裁判事 岸 野 康 隆 2 班 東京地裁判事 中 村 光 一 3 班 大阪地裁判事補 田 中 昭 行	17:00				
	3	水	10:00 問題研究（班別） 「民事保全事件の処理」 1 班 東京地裁判事 関 述 之 2 班 東京地裁判事補 川 勝 庸 史 3 班 大阪地裁判事 向 井 敬 二	14:30 共同研究（班別） 「判例について」 A 班 東京地裁部総括判事 本 多 知 成 B 班 東京地裁部総括判事 谷 口 園 恵 C 班 東京地裁部総括判事 長谷川 浩 二 D 班 東京地裁部総括判事 大 野 勝 則 E 班 東京地裁部総括判事 稗 田 雅 洋				14:50	17:00			
	4	木	10:00 講演 「〇〇〇〇〇〇」 株式会社 [] 副理事長 []	12:00 講演 「〇〇〇〇〇〇〇〇」 []大学大学院教育学研究科 教授 []	13:00 ワークショップ(班別討論) 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」	14:30 ワークショップ(班別討論) 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」	14:45	17:00				
	5	金	10:00 講演 「社会とバリアフリー」 []大学 []教授	12:00 意見交換（班別） 「これから目指すもの」 a 班 司研教官 村 田 渉 b 班 司研教官 花 村 良 一 c 班 司研教官 任 介 辰 哉 d 班 司研教官 山 崎 栄 一 郎	13:00	16:30						

※ 懇談会を予定

司研企一第206号

(人ろー08)

平成27年4月13日

福岡高等裁判所長官 殿

司法研修所長 山 名 学

平成27年度判事補基礎研究会の任意参加について（通知）

下記1のとおり実施する標記の研究会のうち2のカリキュラムについて、福岡高等裁判所判事岸本寛成から参加希望の申出がありましたから、参加させてください。

なお、参加者に対する旅行命令及び旅費支給の手続は、当研修所が行います。

記

1 日程等

(1) 日程 別添の日程表（案）のとおり

(2) 場所 司法研修所

2 参加するカリキュラム

月	日	曜	時 間	内 容
6	1	月	12:20～13:00	説明「民事裁判の現状と課題」
			13:20～17:15	問題研究（班別）「民事執行事件の処理」
	2	火	13:00～13:40	説明「裁判所書記官との協働」
			14:00～17:00	問題研究（班別）「令状事件の処理」
	3	水	10:00～14:30	問題研究（班別）「民事保全事件の処理」

日 程 表 (案)

月	日	曜	実 施 内 容									
6	1	月	9:50 所長あいさつ	10:00 講演 「民事裁判について」 東京高裁部総括判事 田村幸一	11:30 説明 「民事裁判の 現状と課題」 民事局第一課長 福田千恵子	12:20 13:00 説明 「民事裁判の 現状と課題」 民事局第一課長 福田千恵子	13:20 問題研究（班別） 「民事執行事件の処理」 1班 東京地裁判事 寺岡洋和 2班 東京地裁判事 梶浦義嗣 3班 大阪地裁判事 細川二郎	17:15	※			
	2	火	10:00 講演 「刑事裁判について」 東京高裁部総括判事 河合健司	11:30 説明 「刑事裁判の 現状と課題」 刑事局第一課長 香川徹也	12:20 13:00 説明 「裁判所書記 官との協働」 総務局参事官 平城文啓	13:00 13:40 問題研究（班別） 「令状事件の処理」 1班 東京地裁判事 岸野康隆 2班 東京地裁判事 中村光一行 3班 大阪地裁判事 補田中昭	14:00	17:00				
	3	水	10:00 問題研究（班別） 「民事保全事件の処理」 1班 東京地裁判事 関述之 2班 東京地裁判事 補川勝庸史 3班 大阪地裁判事 向井敬二					14:30 14:50 共同研究（班別） 「判例について」 A班 東京地裁部総括判事 本多知成 B班 東京地裁部総括判事 谷口園恵 C班 東京地裁部総括判事 長谷川浩二 D班 東京地裁部総括判事 大野勝則 E班 東京地裁部総括判事 稗田雅洋	17:00			
	4	木	10:00 講演 「〇〇〇〇〇〇」 株式会社 [] 副理事長 []			12:00 13:00 講演 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 [] 大学大学院教育学研究科 教授 []				14:30 14:45 ワークショップ(班別討論) 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」		17:00
	5	金	10:00 講演 「社会とバリアフリー」 [] 大学 [] 教授			12:00 13:00 意見交換（班別） 「これから目指すもの」 a班 司研教官 村田 渉 b班 司研教官 花村 良一 c班 司研教官 任介 辰哉 d班 司研教官 山崎 栄一郎					16:30	

※ 懇談会を予定

(高等裁判所経由)

司研企一第207号

(人ろー08)

平成27年4月13日

福岡地方裁判所長 殿

司法研修所長 山 名 学

平成27年度判事補基礎研究会の任意参加について（通知）

下記1のとおり実施する標記の研究会のうち2のカリキュラムについて、福岡地方裁判所判事補石上興一から参加希望の申出がありましたから、参加させていただきます。

なお、参加者に対する旅行命令及び旅費支給の手続は、当研修所が行います。

記

1 日程等

(1) 日程 別添の日程表（案）のとおり

(2) 場所 司法研修所

2 参加するカリキュラム

月	日	曜	時 間	内 容
6	1	月	10:00～11:30	講演「民事裁判について」
			12:20～13:00	説明「民事裁判の現状と課題」
			13:20～17:15	問題研究（班別）「民事執行事件の処理」
	2	火	10:00～11:30	講演「刑事裁判について」
			12:20～13:00	説明「刑事裁判の現状と課題」
			13:00～13:40	説明「裁判所書記官との協働」
			14:00～17:00	問題研究（班別）「令状事件の処理」

月	日	曜	時 間	内 容
6	3	水	10:00～14:30	問題研究（班別）「民事保全事件の処理」
			14:50～17:00	共同研究（班別）「判例について」

日程表 (案)

月	日	曜	実 施 内 容							
6	1	月	9:50 所長あいさつ	10:00 講演 「民事裁判について」 東京高裁部総括判事 田村幸一	11:30 説明 「民事裁判の 現状と課題」 民事局第一課長 福田千恵子	12:20 13:00 問題研究（班別） 「民事執行事件の処理」 1班 東京地裁判事 寺岡洋和 2班 東京地裁判事 梶浦義嗣 3班 大阪地裁判事 細川二朗	13:20 17:15	※		
	2	火	10:00 講演 「刑事裁判について」 東京高裁部総括判事 河合健司	11:30 説明 「刑事裁判の 現状と課題」 刑事局第一課長 香川徹也	12:20 13:00 説明 「裁判所書記 官との協働」 総務局参事官 平城文啓	13:00 13:40 問題研究（班別） 「令状事件の処理」 1班 東京地裁判事 岸野康隆 2班 東京地裁判事 中村光一 3班 大阪地裁判事補 田中昭行	14:00 17:00			
	3	水	10:00 問題研究（班別） 「民事保全事件の処理」 1班 東京地裁判事 関述之 2班 東京地裁判事補 川勝庸史 3班 大阪地裁判事 向井敬二			14:30 共同研究（班別） 「判例について」 A班 東京地裁部総括判事 本多知成 B班 東京地裁部総括判事 谷口園恵 C班 東京地裁部総括判事 長谷川浩二 D班 東京地裁部総括判事 大野勝則 E班 東京地裁部総括判事 稗田雅洋			14:50 17:00	
	4	木	10:00 講演 「〇〇〇〇〇〇」 株式会社 [] 副理事長 []		12:00 講演 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 []大学大学院教育学研究科 教授 []	13:00 ワークショップ(班別討論) 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」			14:30 17:00	
	5	金	10:00 講演 「社会とバリアフリー」 []大学 []教授		12:00 意見交換（班別） 「これから目指すもの」 a班 司研教官 村田 渉 b班 司研教官 花村 良一 c班 司研教官 任介 辰哉 d班 司研教官 山崎 栄一郎			13:00 16:30		

※ 懇談会を予定

平成27年4月17日

平成27年度判事補基礎研究会参加者 殿

司法研修所事務局長 吉 崎 佳 弥

平成27年度判事補基礎研究会について（事務連絡）

標記の研究会について、下記のとおりお知らせします。

記

1 日程

日程表（案）のとおり

2 場所、宿舎等

(1) 場所

司法研修所別館

埼玉県和光市南二丁目3番5号

(2) 集合

6月1日（月）午前9時40分 当研修所別館 研修棟3階受付

(3) 宿舎

宿舎を必要とする参加者については、当研修所別館の宿泊棟（なごみ寮）を用意する。

3 参加者

参加者名簿のとおり

4 旅費

参加に要する旅費は、研究会期間中に当研修所において支給する。

添付書類

1 日程表 (案)

2 参加者名簿

日程表 (案)

月	日	曜	実 施 内 容						
6	1	月	9:50 所長あいさつ	10:00 講演 「民事裁判について」 東京高裁部総括判事 田 村 幸 一	11:30 説明 「民事裁判の 現状と課題」 民事局第一課長 福田千恵子	12:20 13:00 説明 「民事裁判の 現状と課題」	13:20 問題研究（班別） 「民事執行事件の処理」 1 班 東京地裁判事 寺 岡 洋 和 2 班 東京地裁判事 梶 浦 義 嗣 3 班 大阪地裁判事 細 川 二 朗	17:15 ※	
	2	火	10:00 講演 「刑事裁判について」 東京高裁部総括判事 河 合 健 司	11:30 説明 「刑事裁判の 現状と課題」 刑事局第一課長 香川徹也	12:20 13:00 説明 「裁判所書記 官との協働」 総務局参事官 平城文啓	13:00 13:40 問題研究（班別） 「令状事件の処理」 1 班 東京地裁判事 岸 野 康 隆 2 班 東京地裁判事 中 村 光 一 3 班 大阪地裁判事補 田 中 昭 行	14:00 問題研究（班別） 「令状事件の処理」	17:00	
	3	水	10:00 問題研究（班別） 「民事保全事件の処理」 1 班 東京地裁判事 関 述 之 2 班 東京地裁判事補 川 勝 庸 史 3 班 大阪地裁判事 向 井 敬 二	14:30 共同研究（班別） 「判例について」 A 班 東京地裁部総括判事 本 多 知 成 B 班 東京地裁部総括判事 谷 口 園 恵 C 班 東京地裁部総括判事 長谷川 浩 二 D 班 東京地裁部総括判事 大 野 勝 則 E 班 東京地裁部総括判事 稗 田 雅 洋	14:50 共同研究（班別） 「判例について」	17:00			
	4	木	10:00 講演 「〇〇〇〇〇〇」 株式会社 [] 副理事長 []	12:00 講演 ワークショップ（班別討論） 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 []大学大学院教育学研究科 教授 []	13:00 ワークショップ（班別討論） 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」	14:45 ワークショップ（班別討論） 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」			17:00
	5	金	10:00 講演 「社会とバリアフリー」 []大学 []教授 []教授	12:00 意見交換（班別） 「これから目指すもの」 a 班 司研教官 村 田 渉 b 班 司研教官 花 村 良 一 c 班 司研教官 任 介 辰 哉 d 班 司研教官 山 崎 栄一郎	13:00 意見交換（班別） 「これから目指すもの」	16:30 意見交換（班別） 「これから目指すもの」			

※ 懇談会を予定

平成27年度判事補基礎研究会

参 加 者 名 簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	東京高裁	南 部 潤 一 郎	
	東京地裁	池 本 拓 馬	
		伊 藤 健 太 郎	
		伊 藤 渉	
		今 泉 さ や か	
		上 木 英 典	
		宇 野 由 隆	
		大 曾 根 史 洋	
		大 西 正 悟	
		蕪 城 真 由 子	
		神 永 暁 樹	
		北 原 直 花	
		杵 渕 花 俊	
		高 木 明 卓	
		高 田 川 真 梨 子	
		中 田 萌 々 人	
		中 村 雅 直	
		藤 田 規 歩	
		三 坂 宏 輝	
		森 下 宏 奈	
		吉 田 奈 藍	
	東京地裁立川支	今 村 上 若 奈 步	
	東京家裁	遠 藤 安 希	
	横浜地裁	石 井 奈 沙	
		岡 田 毅 介	
		小 野 航 一 郎	
	さいたま地裁	蕪 城 由 佳 子	
		今 西 悠 矢	
		岩 尾 千 紘	
		仲 田 陽 菜	
		中 村 山 悟 子	
	さいたま家裁熊谷支	中 馬 慎	

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	千葉地裁	津 田	裕
		芦 田	裕
		小 川	裕
		谷 田	美
		築 田	央
	水戸地裁	高 橋	子
	宇都宮地裁	原 健	太
	静岡家裁沼津支	板 東	里
	甲府地裁	竹 内	友 紀 子
	長野地裁	島 田	旭
大阪	新潟地裁	福 間	匠
	大阪地裁	臼 倉	史
		大 畑	也
		金 好	や
		黒 木	太
		幸 田	美
		高 津 戸	子
		豊 澤	希
		中 井	美
		狹 藤	勝
名古屋		札 本	太
		山 本	広
	大阪家裁	池 内	貴
	京都地裁	高 津 戸	史
		渡 邊	也
	神戸地裁	尾 島	裕
	奈良地裁	久 野	郎
	大津地裁	田 中	平
	和歌山地裁	松 本	司
	名古屋地裁	木 野 村	奈
		金 納	子
		中 井	昭
		松 田	朗
	岐阜地裁	太 田	孝
	金沢地裁		介

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
名古屋 広島	富山地裁	西ヶ谷	恵
	広島地裁	土山	史
福岡		内藤	子明
	岡山地裁	石井	孝岳
	鳥取家裁	山崎	志務
	松江地裁	小島	成
	福岡高裁	岸本	寛興
	福岡地裁	石上	公淑
		清水	享裕
		清藤	知亮
	佐賀地裁	獅子野	晃
	長崎地裁	白井	孝貴
仙台	大分家裁	五味	美知
	熊本地裁	久保	いづみ
		瀧澤	智一
	鹿児島地裁	岩見	壮孝
	宮崎地裁	芹澤	泰英
	仙台地裁	尾田	美子
		志田	健
	福島地裁	島田	美吾
	山形地裁	渡部	文
	青森地裁	関	介
札幌	札幌地裁	岡	俊
		貝阿彌	
高松	函館地裁	天田	愛祥
	旭川地裁	鈴鹿	隆雄
	徳島地裁	中井	豪
	高知地裁	稲村	
	松山地裁	河	

合計 100 人

日 程 表 (案)

月	日	曜	実 施 内 容									
6	1	月	9:50	10:00	11:30	12:20	13:00	13:20	17:15			※
			所長あいさつ	講演 「民事裁判について」 東京高裁部総括判事 田村幸一		説明 「民事裁判の 現状と課題」 民事局第一課長 福田千恵子		問題研究（班別） 「民事執行事件の処理」 1班 東京地裁判事 寺岡洋和 2班 東京地裁判事 梶浦義嗣 3班 大阪地裁判事 細川二郎				
	2	火	10:00	11:30	12:20	13:00	13:00	13:40	14:00	17:00		
			講演 「刑事裁判について」 東京高裁部総括判事 河合健司		説明 「刑事裁判の 現状と課題」 刑事局第一課長 香川徹也		説明 「裁判所書記 官との協働」 総務局参事官 平城文啓	問題研究（班別） 「令状事件の処理」 1班 東京地裁判事 岸野康隆 2班 東京地裁判事 中村光一行 3班 大阪地裁判事 補田中昭				
	3	水	10:00	14:30					14:50	17:00		
			問題研究（班別） 「民事保全事件の処理」 1班 東京地裁判事 関述之 2班 東京地裁判事 補川勝庸史 3班 大阪地裁判事 向井敬二					共同研究（班別） 「判例について」 A班 東京地裁部総括判事 本多知成 B班 東京地裁部総括判事 谷口園恵 C班 東京地裁部総括判事 長谷川浩二 D班 東京地裁部総括判事 大野勝則 E班 東京地裁部総括判事 稗田雅洋				
	4	木	10:00	12:00			13:00	14:30	14:45	17:00		
			講演 「〇〇〇〇〇〇」 株式会社 [] 副理事長 []				講演 ワークショップ(班別討論) 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 [] 大学大学院教育学研究科 教授 []					
	5	金	10:00	12:00			13:00	16:30				
			講演 「社会とバリアフリー」 [] 大学 [] [] 教授				意見交換（班別） 「これから目指すもの」 a班 司研教官 村田 渉 b班 司研教官 花村 良一 c班 司研教官 任介 辰哉 d班 司研教官 山崎 栄一郎					

※ 懇談会を予定

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容									
6	1	月	9:50 所長あいさつ	10:00 講演 「民事裁判について」 東京高裁部総括判事 田 村 幸 一	11:30 説明 「民事裁判の 現状と課題」 民事局第一課長 福田千恵子	12:20 13:00 説明 「民事裁判の 現状と課題」	13:20 問題研究（班別） 「民事執行事件の処理」 1 班 東京地裁判事 寺 岡 洋 和 2 班 東京地裁判事 梶 浦 義 嗣 3 班 大阪地裁判事 細 川 二 朗	17:15	※			
	2	火	10:00 講演 「刑事裁判について」 東京高裁部総括判事 河 合 健 司	11:30 説明 「刑事裁判の 現状と課題」 刑事局第一課長 香川徹也	12:20 13:00 説明 「裁判所書記 官との協働」 総務局参事官 平城文啓	13:00 13:40 問題研究（班別） 「令状事件の処理」 Ⅰ 班 東京地裁判事 岸 野 康 隆 Ⅱ 班 東京地裁判事 中 村 光 一 Ⅲ 班 大阪地裁判事 補 田 中 昭 行	14:00	17:00				
	3	水	10:00 問題研究（班別） 「民事保全事件の処理」 i 班 東京地裁判事 関 述 之 ii 班 東京地裁判事 補 川 勝 庸 史 iii 班 大阪地裁判事 向 井 敬 二					14:30 共同研究（班別） 「判例について」 A 班 東京地裁部総括判事 本 多 知 成 B 班 東京地裁部総括判事 谷 口 園 恵 C 班 東京地裁部総括判事 長谷川 浩 二 D 班 東京地裁部総括判事 大 野 勝 則 E 班 東京地裁部総括判事 稗 田 雅 洋	14:50	17:00		
	4	木	10:00 講演 「内外の経済動向と日本経済の課題」 株式会社 [] 副理事長 []			12:00 講演 ワークショップ(班別討論) 「批判的思考について」 []大学大学院教育学研究科 教授 []		13:00 14:30 14:45 16:00 16:15 17:00				
	5	金	10:00 講演 「社会とバリアフリー」 []大学 []教授			12:00 意見交換（班別） 「これから目指すもの」 a 班 司研教官 村 田 渉 b 班 司研教官 花 村 良 一 c 班 司研教官 任 介 辰 哉 d 班 司研教官 山 崎 栄 一郎			13:00 16:30			

※ 懇談会を予定

平成 27 年度判事補基礎研究会

民 事 裁 判 の 現 状 と 課 題

最高裁判所事務総局民事局

第一課長 福田 千恵子

1 はじめに～今日のテーマ

2 民事訴訟の現状

- 事件数
- 審理期間
- 事件内容
- 裁判の担い手

3 民事訴訟の課題

- 裁判の質のさらなる向上
 - ・ 審理判断の質
 - ・ 審理期間

4 民事訴訟の課題への対応策

- 部の機能の活性化
 - ・ 合議の活用
 - ・ 合議の充実
- 審理運営改善

5 皆さんにお願いしたいこと

6 民事局からの情報提供

資 料 目 録

資料１ 各種事件統計

民事事件の概況

【全】民事事件新受件数

地方裁判所の民事事件

【地－１】新受・既済・未済件数の推移（第一審民事通常訴訟事件）

【地－２】既済事件の平均審理期間の推移（第一審民事通常訴訟事件）

【地－３】弁護士数及び経験年数別の弁護士割合の推移

【地－４】係属期間が２年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移（ワ号事件）

【地－５】「平均的な民事訴訟」の審理期間及び各種手続の期間の内訳

【地－６】「平均的な民事訴訟」の各種期日回数等

【地－７】既済事件の合議件数及び合議率の推移（「金銭のその他」を除くワ号事件）

【地－８】未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）

【地－９】審理期間２年超の既済件数

簡易裁判所の民事事件

【簡－１】簡裁における第一審通常訴訟の新受、未済件数及び平均審理期間の推移

【簡－２】簡裁における交通損害賠償（通常）の新受、既済件数及び平均審理期間の推移

【簡－３】調停新受件数推移（全簡裁）

【簡－４】簡裁控訴（レ号事件）の新受件数等

【簡－５】平成１７年及び平成２６年の合議事件の件数及びレ号事件の割合（既済事件）

【簡－６】簡裁交通損害賠償訴訟（通常訴訟）の控訴率及び簡裁控訴事件（レ号事件）の既済件数

破産事件

【破－１】破産事件の新受、未済事件数の推移

【破－２】破産事件の新受事件数の推移（自然人、法人・その他）

【破－３】破産手続開始決定数の推移（同時廃止、管財）

【破－４】破産事件の平均処理期間の推移（同時廃止・異時廃止・終結）

民事執行事件

【執－１】不動産執行事件の新受・未済件数の推移

【執－２】債権執行事件の新受・未済件数の推移

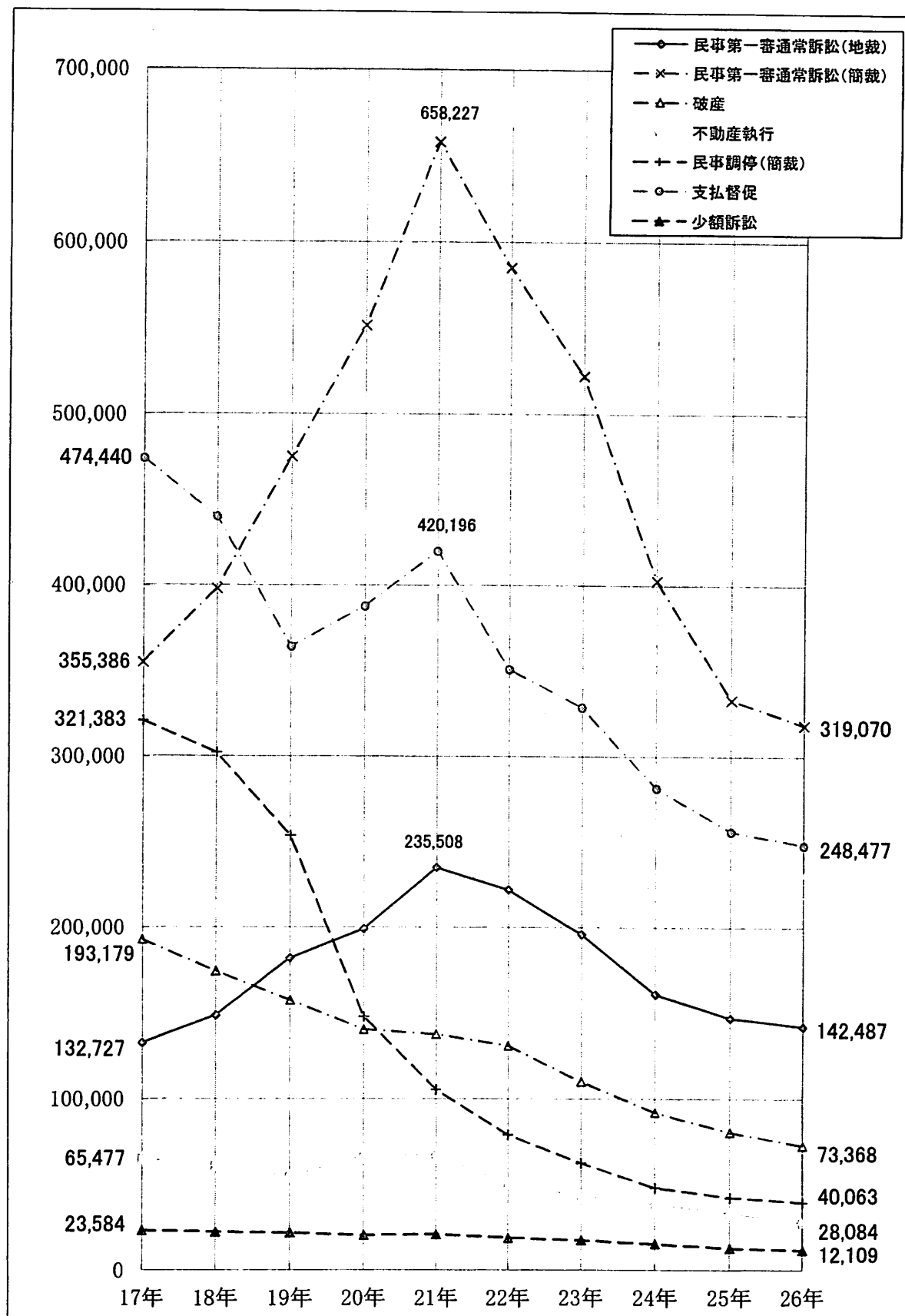
保護命令事件

【ＤＶ】配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

資料２ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための新たな訴訟制度について

※ 統計数値のうち、平成２６年の数値はいずれも速報値である。

【全】 民事事件新受件数

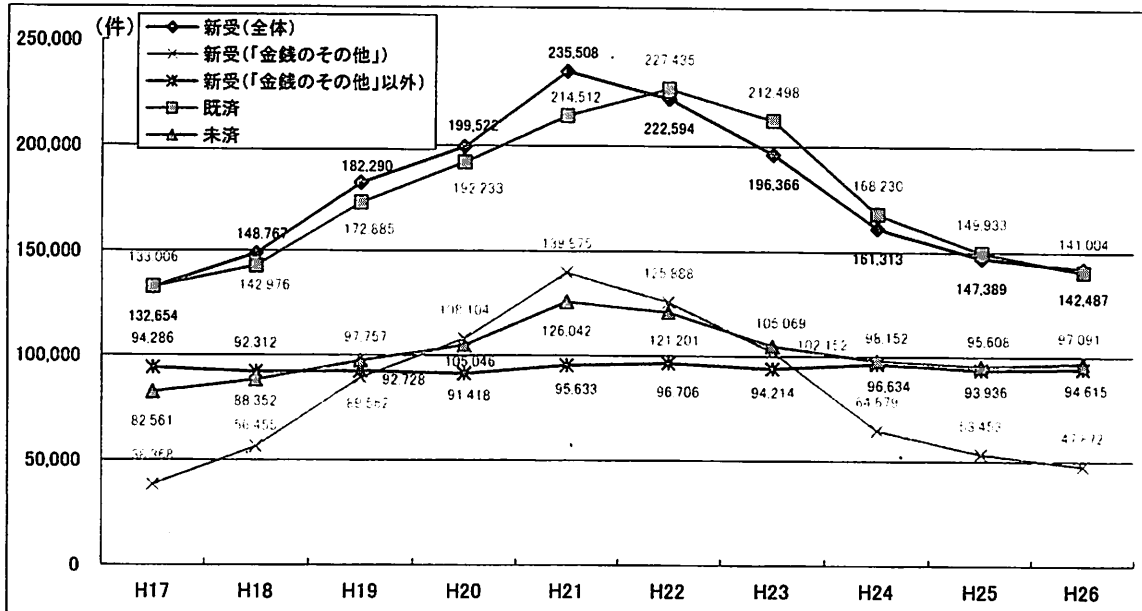


(注) 1 「民事第一審通常訴訟」の事件の範囲は、地裁については通常、人事の各事件であり、簡裁については、通常事件（ただし、少額訴訟から通常移行したものは含まれない。）である。

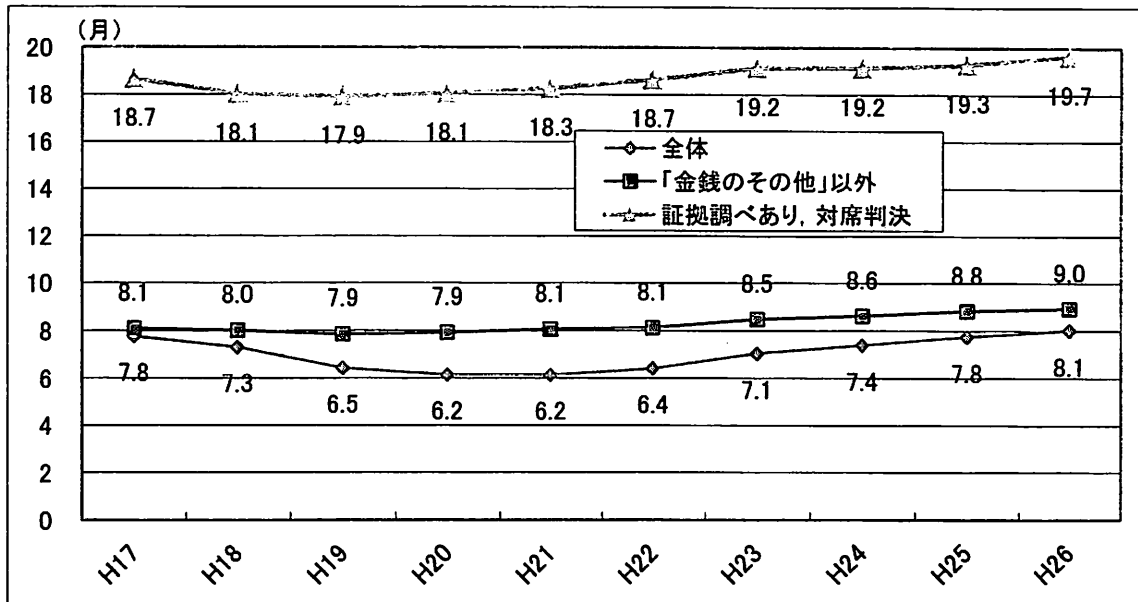
2 「少額訴訟」の事件の範囲には、少額異議事件を含まない。

地方裁判所の民事事件

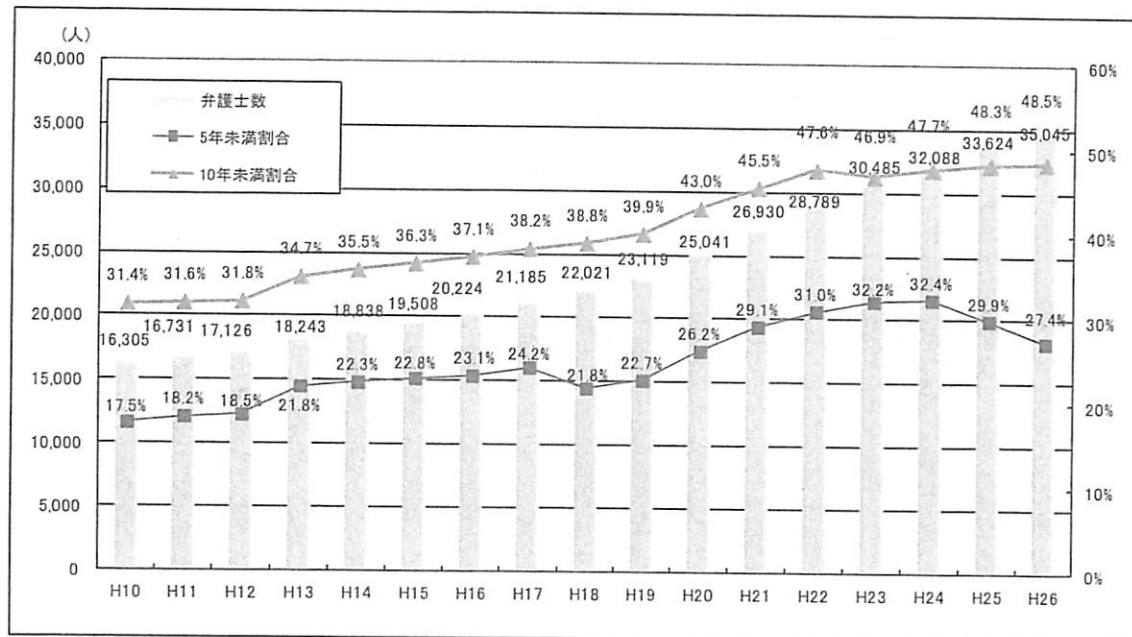
【地－１】新受（全体及び「金銭のその他」・既済・未済件数の推移（地方裁判所の第一審民事通常訴訟事件・全国）



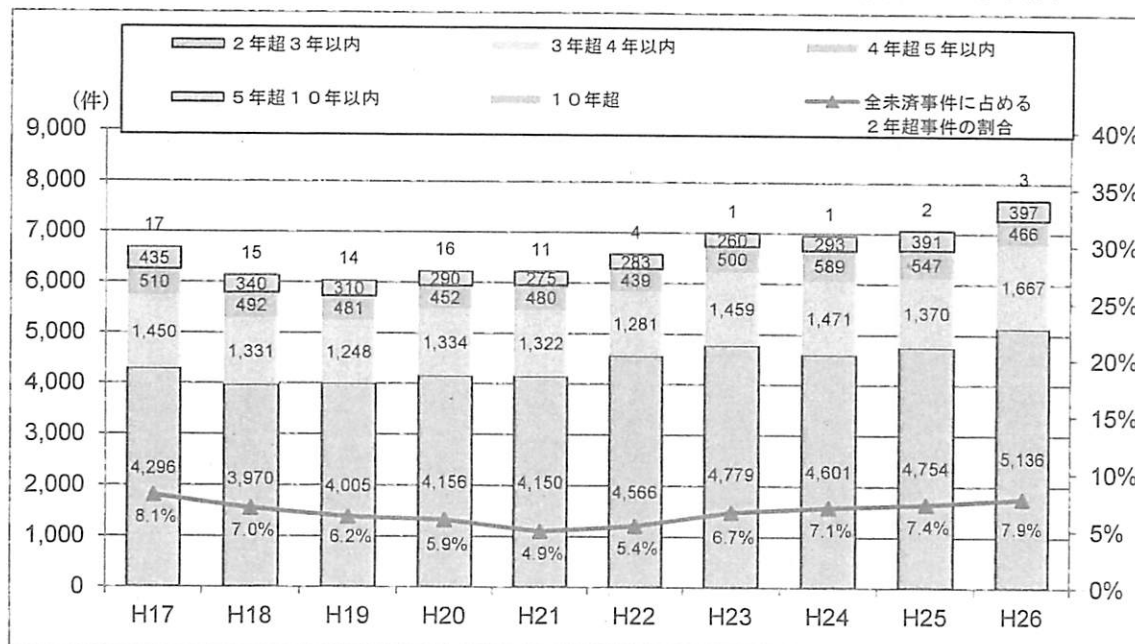
【地－２】既済事件の平均審理期間の推移（地方裁判所の第一審民事通常訴訟事件（全体、「金銭のその他」以外及び証拠調べあり，対席判決・全国）



【地－３】弁護士数¹及び経験年数別の弁護士割合²の推移



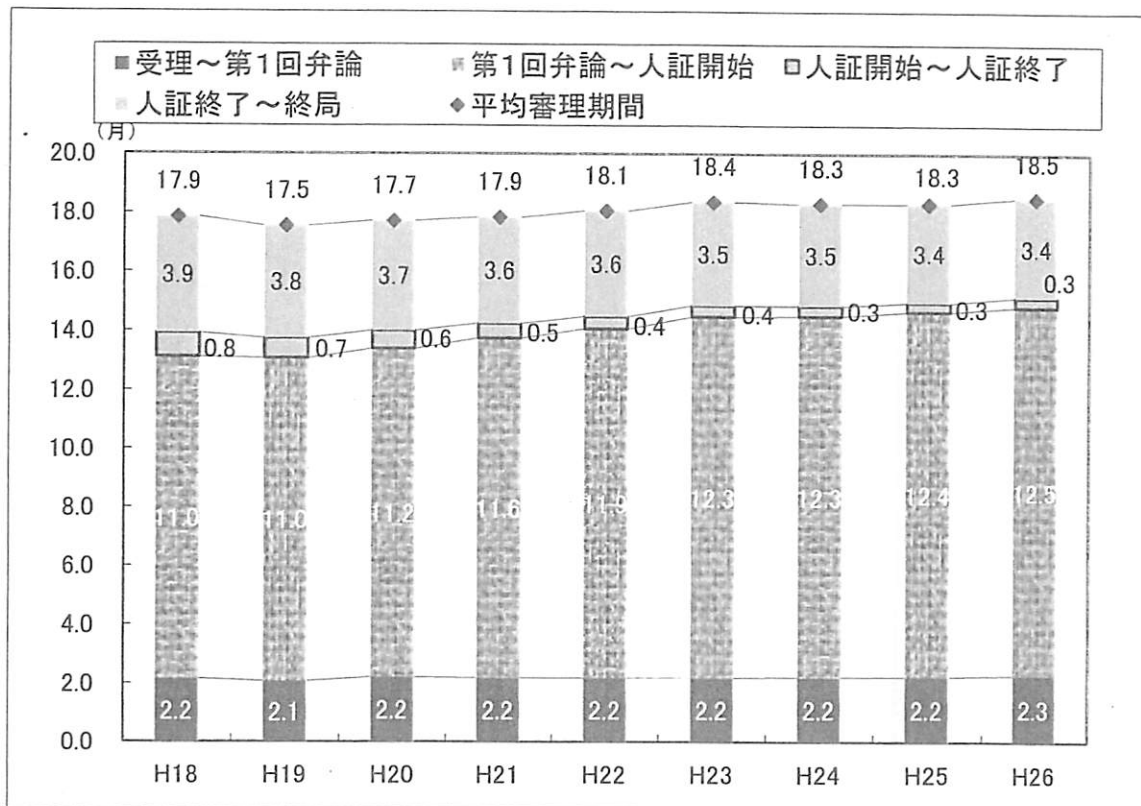
【地－４】係属期間が２年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移（ワ号事件）



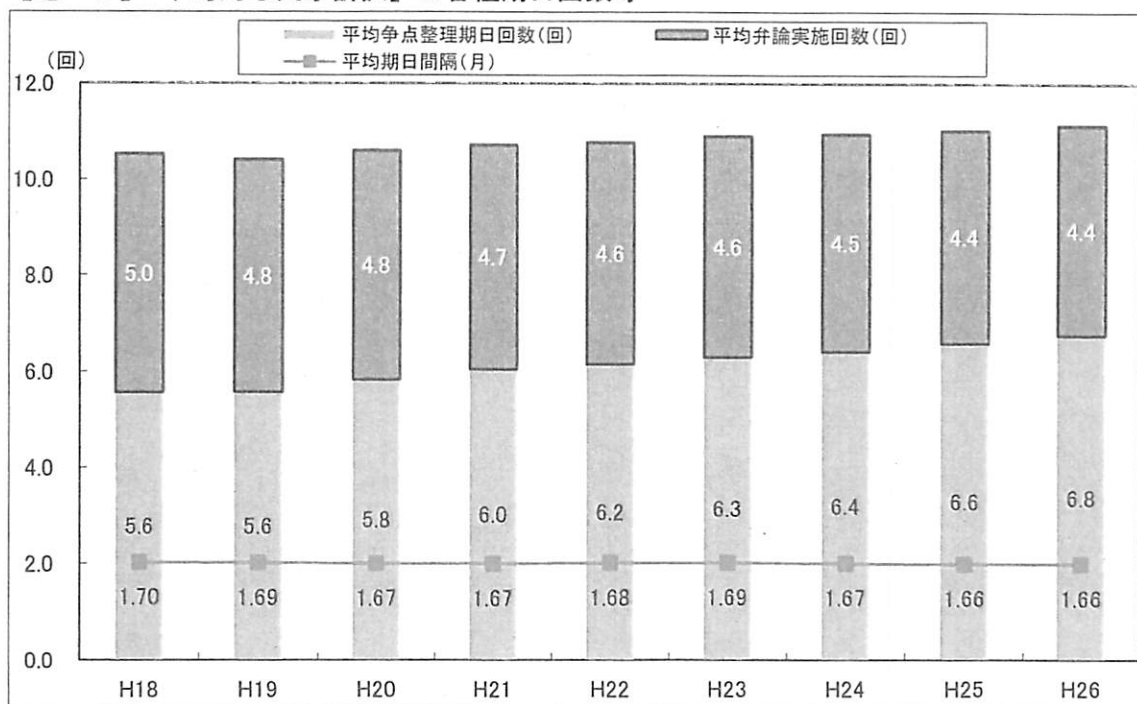
¹ 弁護士数は、各年3月31日時点の全国の弁護士数である（弁護士白書2014年版から引用）。

² 経験年数別の弁護士割合は、平成26年3月31日現在の登録弁護士に関する情報（修習期別弁護士数、弁護士白書2014年版）を基に、各修習期における修習終了日の翌日から各年度末までの年数を経験年数とみなして推計した値である。したがって、平成10年から平成25年までの間に弁護士登録されていたが、平成26年に登録から外れている弁護士数は含まれていない。

【地－５】「平均的な民事訴訟」*₃の審理期間及び各種手続の期間の内訳

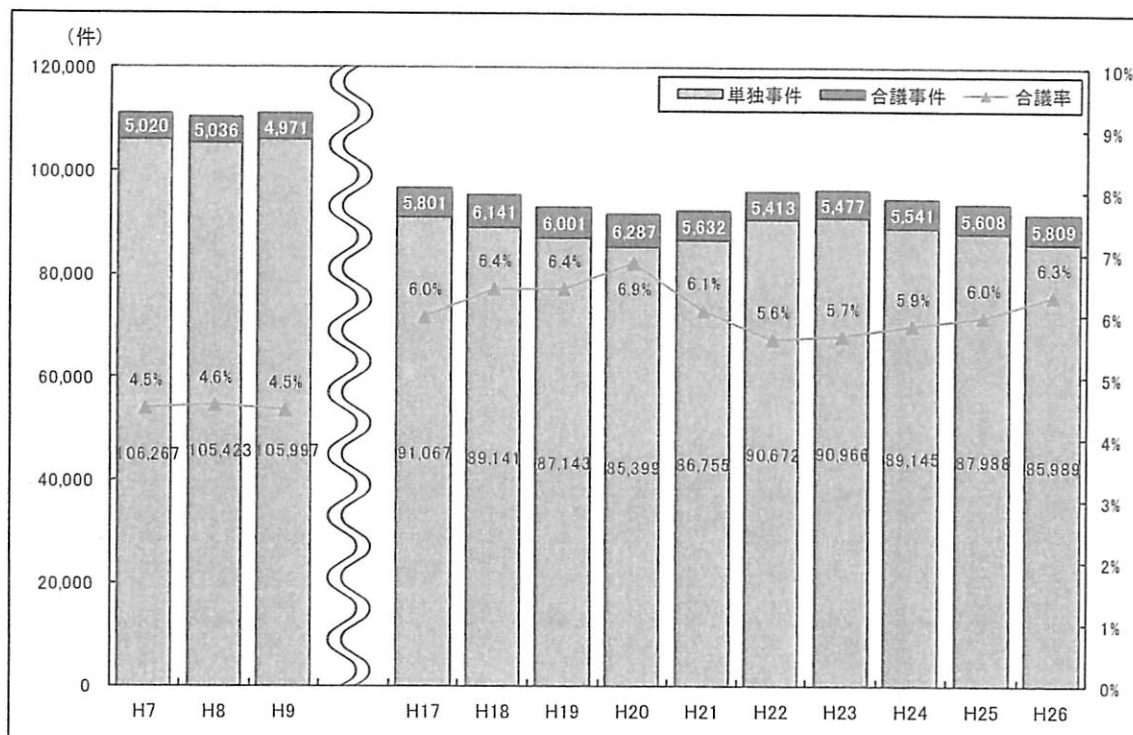


【地－６】「平均的な民事訴訟」の各種期日回数等

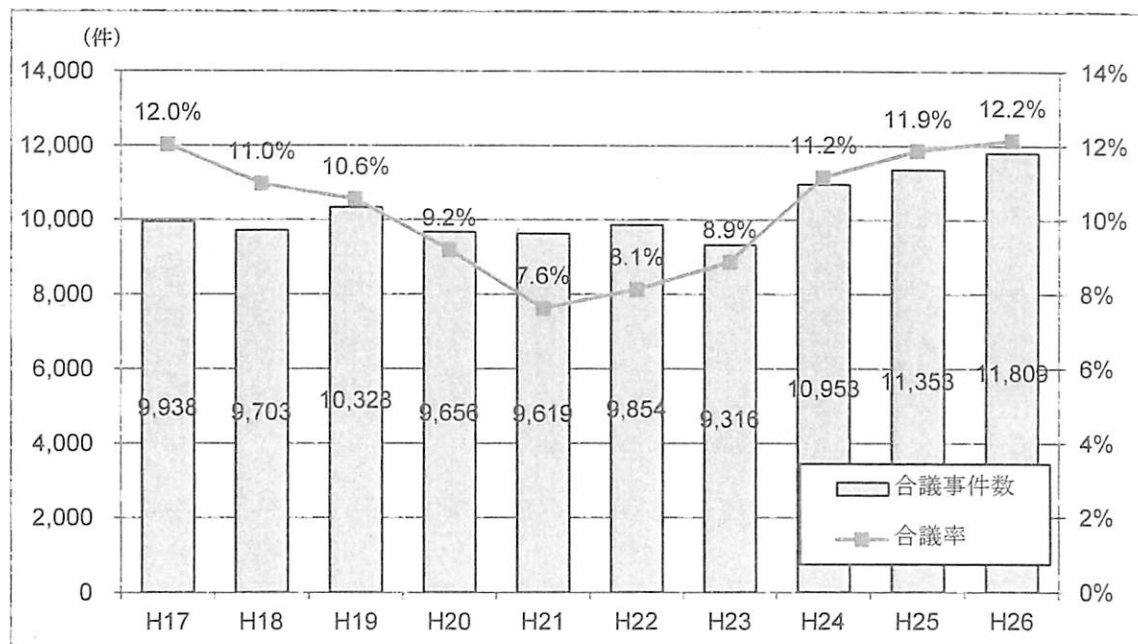


*₃ 「平均的な民事訴訟」とは、①原被告双方に代理人が選任された、②単独事件であり、③人証調べを実施して、④欠席を除く判決又は和解で終局した事件と定義したもののことである。

【地－７】既済事件の合議件数及び合議率の推移*₄（「金銭のその他」を除くワ号事件）

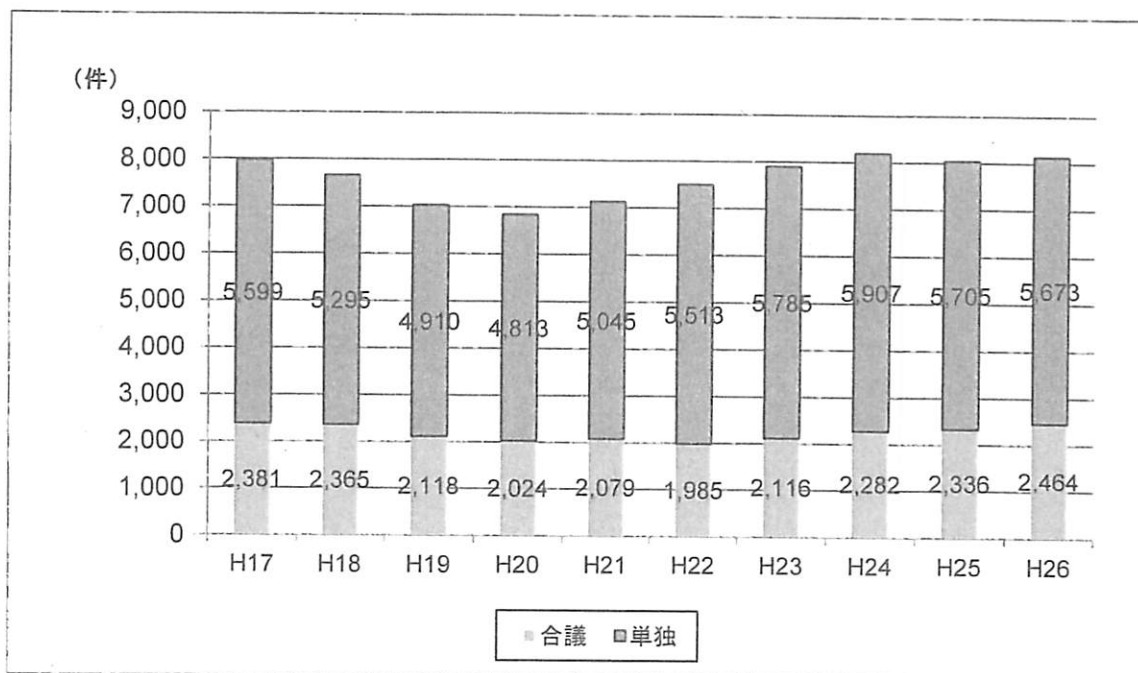


【地－８】未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）



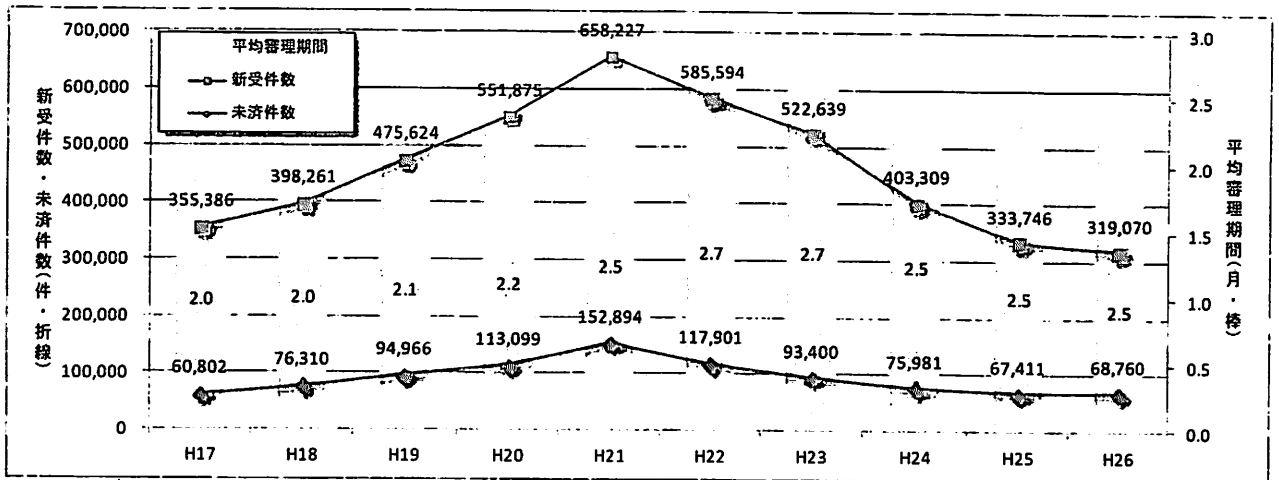
*₄ SSDBS上、平成10年から平成16年3月までの間は単独・合議事件数を抽出することができない。

【地－９】審理期間２年超の既済件数

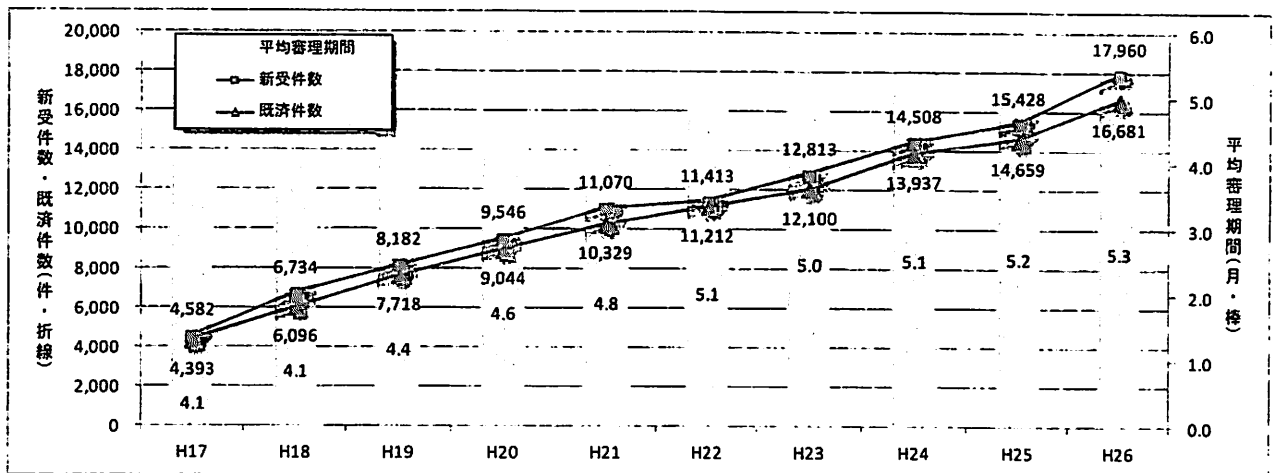


簡易裁判所の民事事件

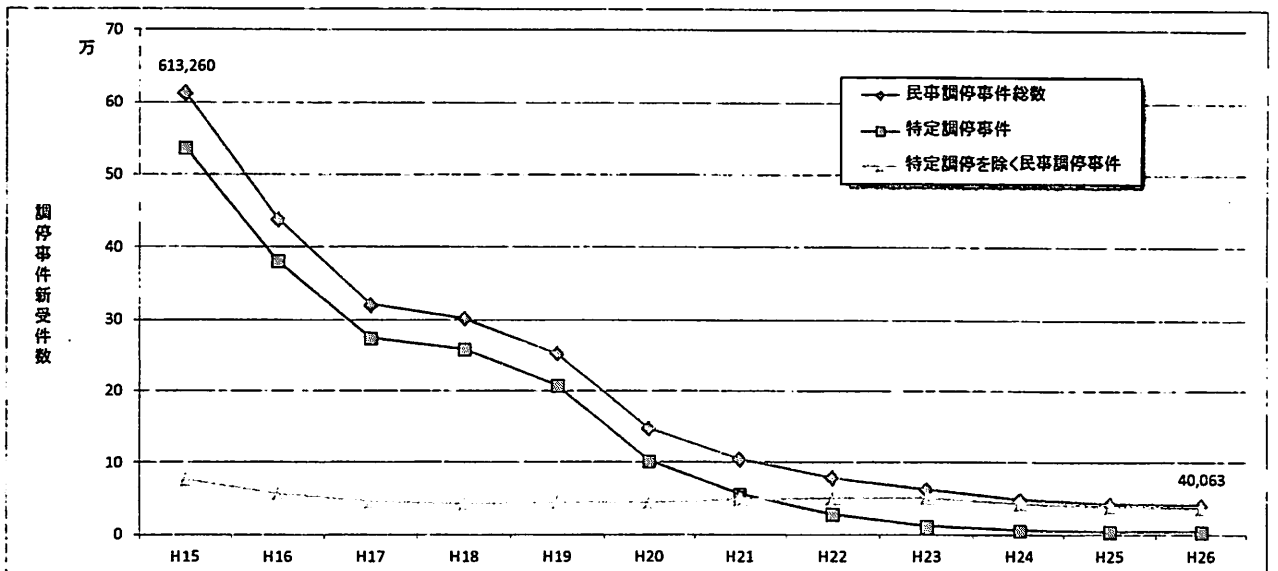
【簡－１】簡裁における第一審通常訴訟の新受、未済件数及び平均審理期間の推移（全国）



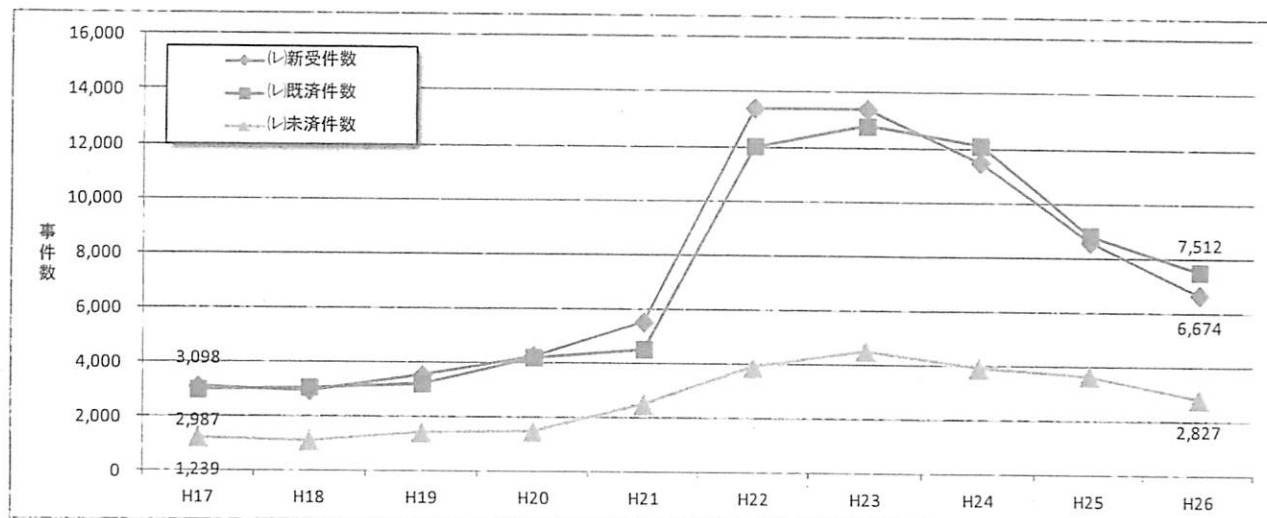
【簡－２】簡裁における交通損害賠償（通常）の新受、既済件数及び平均審理期間の推移（全国）



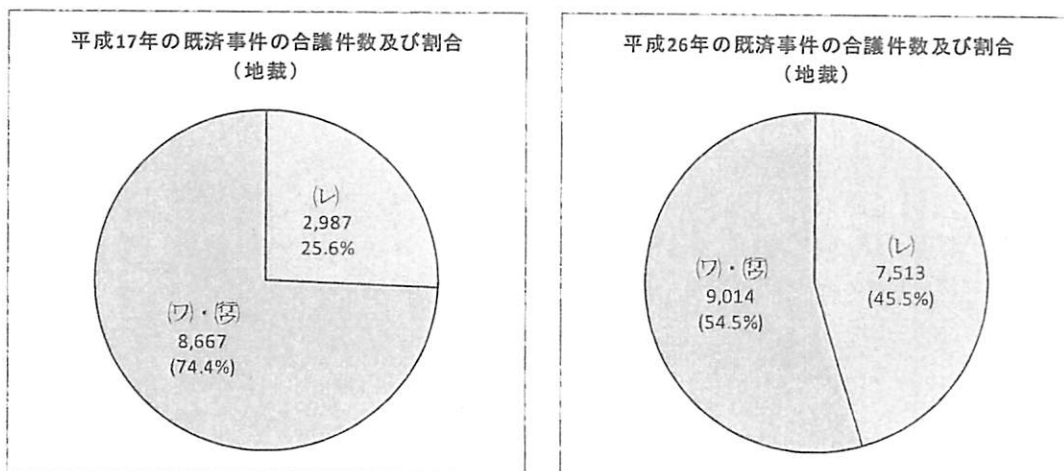
【簡－３】調停新受件数推移（全簡裁）



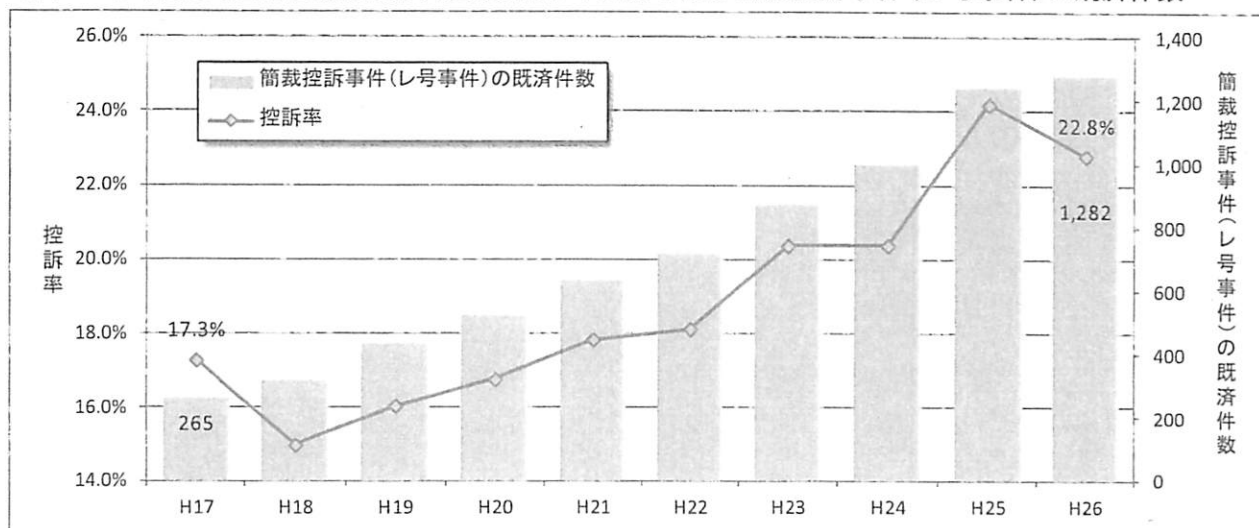
【簡－４】簡裁控訴（レ号事件）の新受件数等



【簡－５】平成１７年及び平成２６年の合議事件の件数及びレ号事件の割合（既済事件）



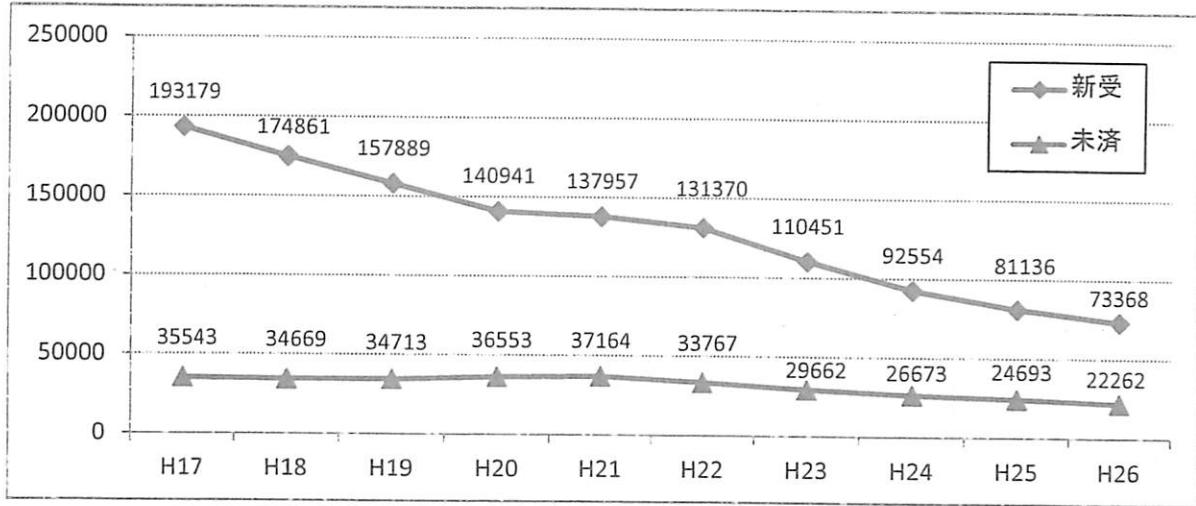
【簡－６】簡裁交通損害賠償訴訟（通常訴訟）の控訴率及び簡裁控訴事件（レ号事件）の既済件数*



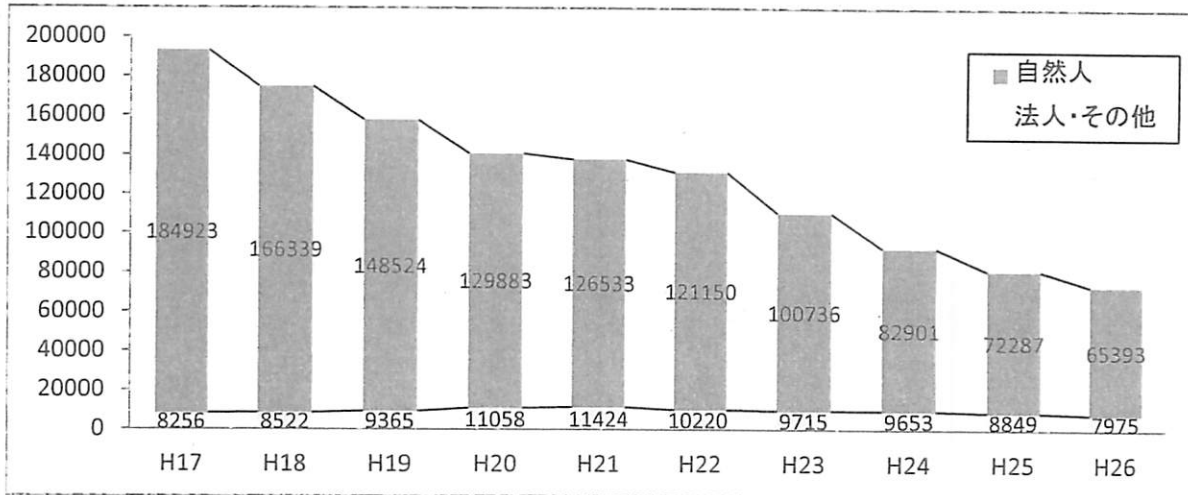
*1 控訴率は、「簡裁控訴事件（レ号事件）の既済件数」を「簡裁通常訴訟の判決で終局した事件数」で除して算出した。

破産事件

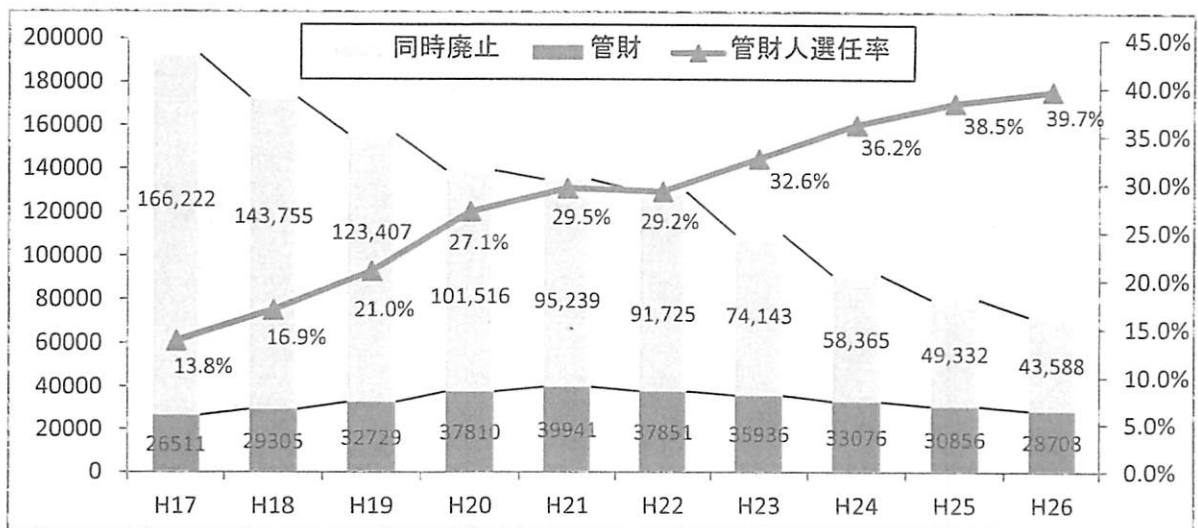
【破-1】 破産事件の新受, 未済事件数の推移(全国)



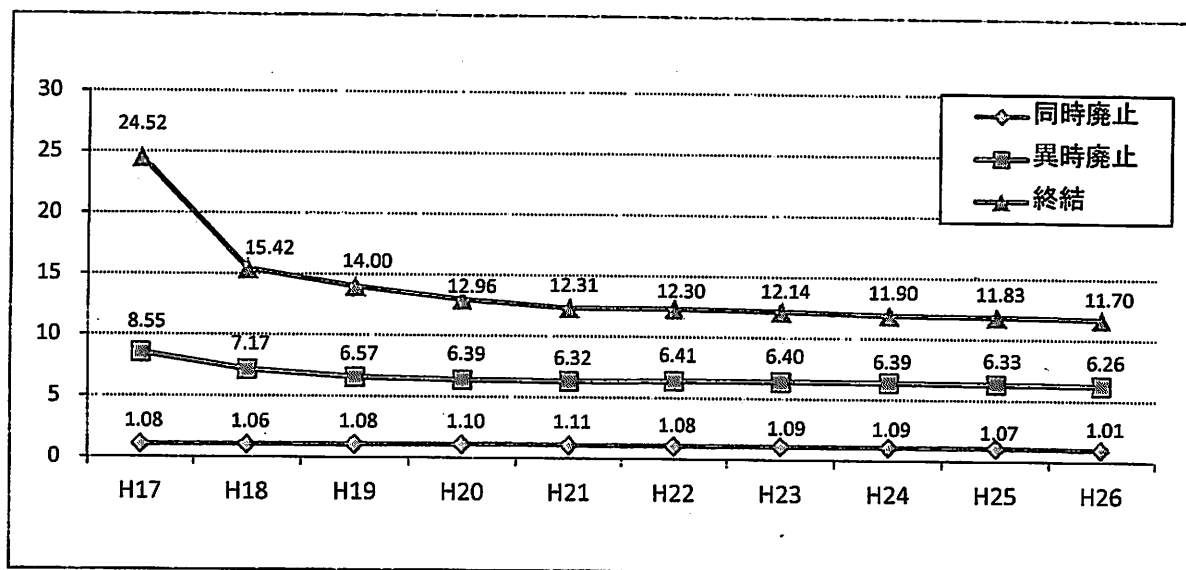
【破-2】 破産事件の新受事件数の推移(自然人, 法人・その他)(全国)



【破-3】 破産手続開始決定数の推移(同時廃止, 管財)(全国)

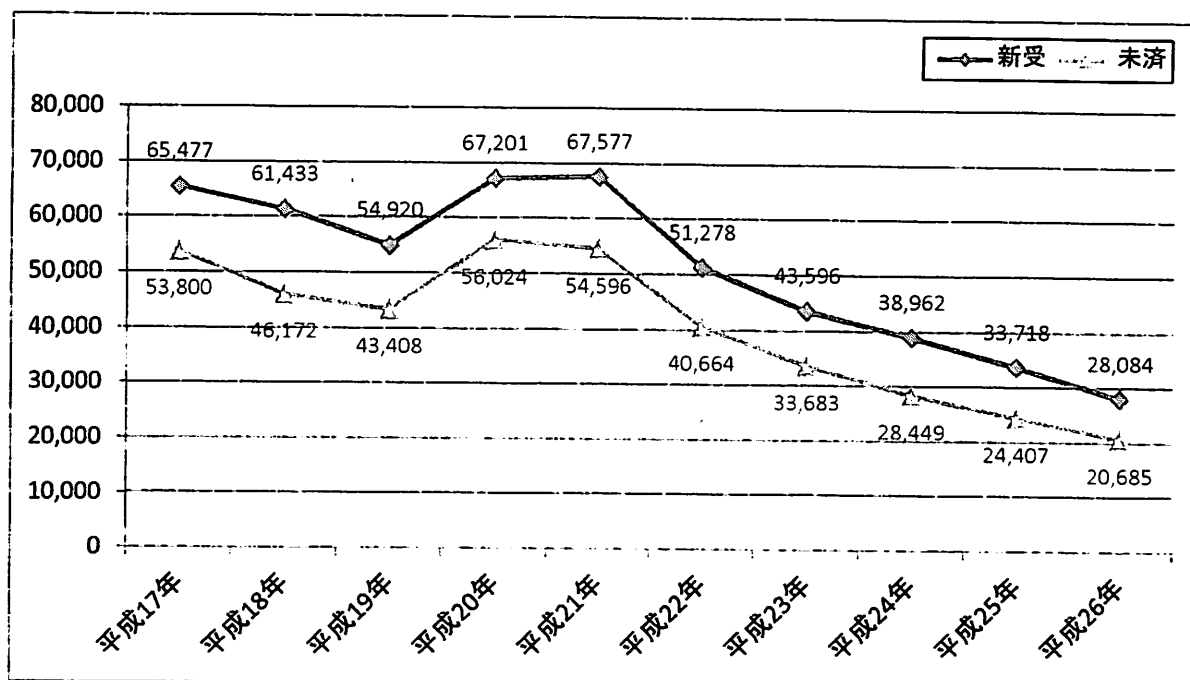


【破-4】破産事件の平均処理期間の推移(同時廃止・異時廃止・終結)(全国)

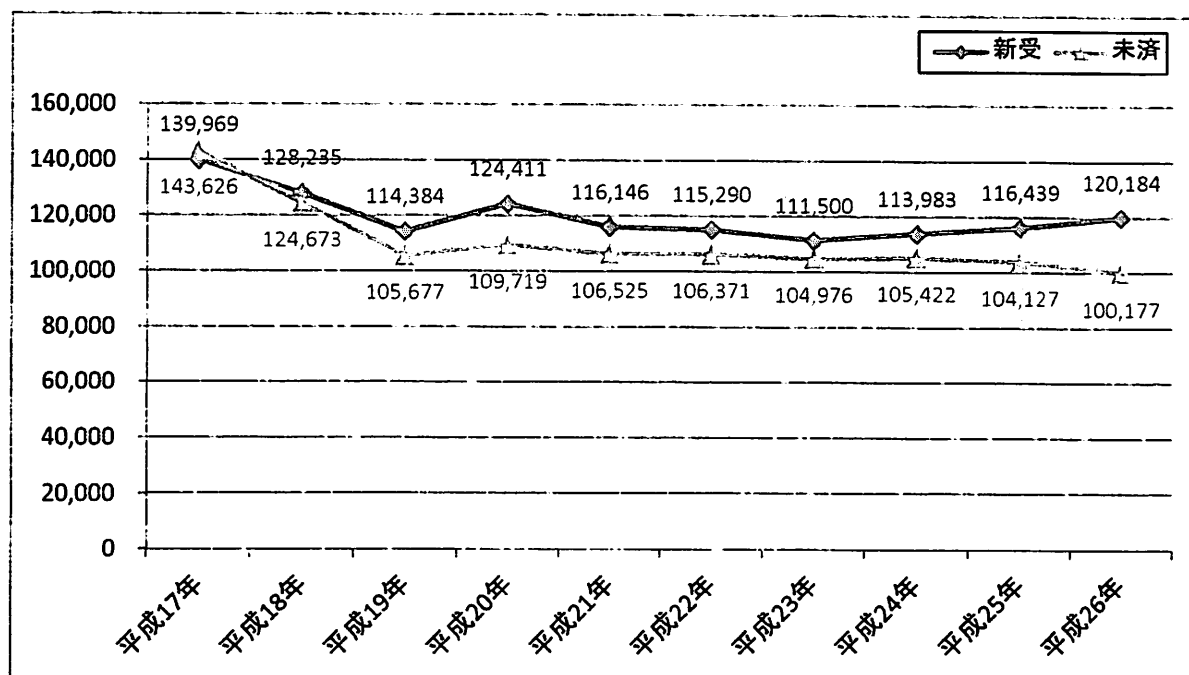


民事執行事件

【執-1】 不動産執行事件の新受・未済件数の推移(全国)



【執-2】 債権執行事件の新受・未済件数の推移(全国)



【DV】配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

1 新受, 未済, 既済件数

	新受件数	未済件数	既済件数																却下	取下げ等	
	総数	総数	総数	認容（保護命令発令）件数																	
				うち、 生命等 に対する脅迫 のみを理由と する申立てに 係るもの	(1) 被害者に関する保護命令のみ 発令された場合	(2) 「子への接近 禁止命令」及び 「親族等への接近 禁止命令」が同時 に発令された場合	(3) 「子への接近 禁止命令」が発令 された場合（(2)以 外）	(4) 「親族等への 接近禁止命令」が 発令された場合 （(2)以外）													
									① 接近禁 止命令 ・退去命 令・電話等禁 止命令	② 接近禁 止命令・ 退去命 令	③ 接近禁 止命令 ・電話等 禁止命 令	④ 接近禁 止命令 のみ	⑤ 退去命 令のみ	⑥ 電話等 禁止命 令（事 後発令）	① 被害者へ の接近禁 止命令と 同時	② 事後的な 子への接 近禁止命 令及び親 族等への 接近禁止 命令の同 時発令	① 被害者へ の接近禁 止命令と 同時	② 事後的な 子への接 近禁止命 令			① 被害者へ の接近禁 止命令と 同時
平成13年	171	18	153	123	32	91	0											4	26		
平成14年	1,426	46	1,398	1,128	326	798	4											64	206		
平成15年	1,825	49	1,822	1,468	406	1,058	4											81	273		
平成16年	2,179	95	2,133	1,717	554	1,098	5							55	5			75	341		
平成17年	2,695	72	2,718	2,141	190	730	4							1,205	12			147	430		
平成18年	2,759	62	2,769	2,208	166	710	8							1,320	4			146	415		
平成19年	2,779	84	2,757	2,186	173	640	7							1,364	2			140	431		
平成20年	3,147	88	3,143	519	2,524	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450	
平成21年	3,100	101	3,087	643	2,411	471	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526	
平成22年	3,096	83	3,114	760	2,434	577	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504	
平成23年	2,741	85	2,739	755	2,137	576	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458	
平成24年	3,144	77	3,152	827	2,482	630	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504	
平成25年	2,992	85	2,984	749	2,312	563	123	14	391	72	3	0	534	0	941	4	227	3	172	500	
平成26年	3,121	81	3,125	742	2,528	584	119	25	431	75	7	1	545	2	1,002	4	311	6	161	436	
合 計	35,175	81	35,094	4,995	27,799	3,801	875	2,010	2,842	5,837	78	11	3,485	7	10,871	48	1,694	41	1,795	5,500	

2 平均審理期間

(1) 認容された保護命令事件の平均審理期間(平成13年10月～平成25年12月)	12.7 日
(2) (1)の内、保護命令申立てが生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るものの平均審理期間	13.0 日

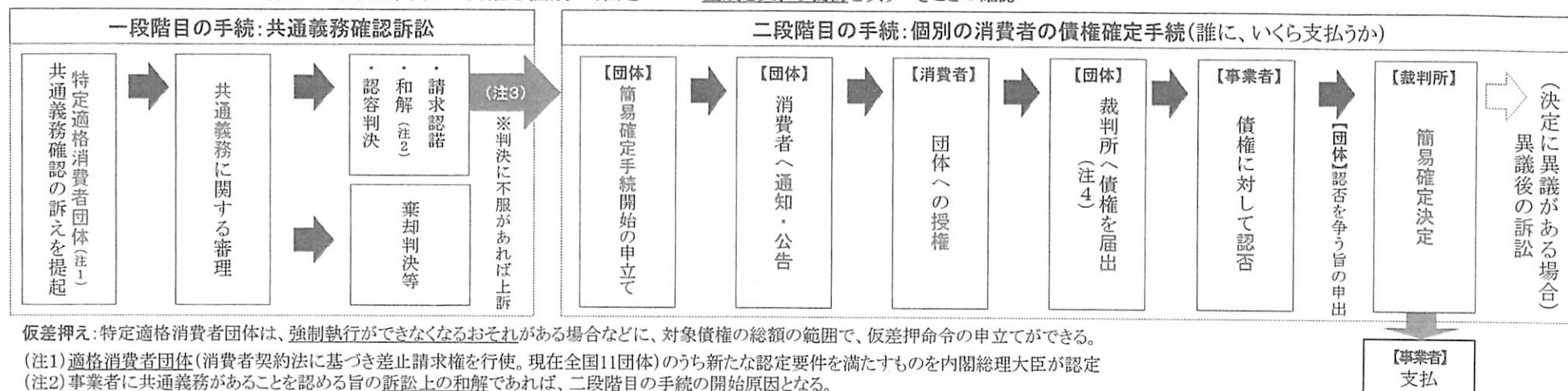
* 使用数値中、平成13年の数値は、同年10月13日施行以降の数値である。

* 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。

* DV防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される（表1の(2)、(3)、(4)のそれぞれ①が前者、(1)の⑥、(2)、(3)、(4)のそれぞれ②が後者である。）。

二段階型の訴訟制度：一段階目：事業者の共通義務の確認(注)
二段階目：対象消費者の債権を個別に確定

(注)事業者が、相当多数の消費者に対して、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、
金銭を支払う義務を負うべきことの確認



仮差押え：特定適格消費者団体は、強制執行ができなくなるおそれがある場合などに、対象債権の総額の範囲で、仮差押命令の申立てができる。

(注1)適格消費者団体(消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国11団体)のうち新たな認定要件を満たすものを内閣総理大臣が認定

(注2)事業者に共通義務があることを認める旨の訴訟上の和解であれば、二段階目の手続の開始原因となる。

(注3)一段階目の手続の判決の効力は、原告及び被告に及ぶほか、当該一段階目の手続の当事者以外の特定適格消費者団体及び二段階目の手続において債権を届け出た消費者にも及ぶ。

(注4)裁判所への債権届出により、共通義務確認の訴えの提起時に時効が中断する。

〇経緯

- ・消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・参議院内閣委員会)(平成18年)
「消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、…、その必要性等を検討すること。」
- ・消費者庁及び消費者委員会設置法附則(平成21年6月)
6 政府は、消費者庁関連三法の施行(平成21年9月)後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⇒平成25年4月19日、第183回国会提出(閣法第60号)。同年11月1日、衆議院において修正議決(全会一致)、同年12月4日、参議院において可決・成立(全会一致)。同月11日公布(法律第96号)。

〇目的(第1条)

【消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害】
消費者と事業者との間の情報の質・量や交渉力の格差により、消費者が自ら回復を図ることには困難を伴う場合がある。

↓
財産的被害を集団的に回復するための裁判手続を創設
もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与

〇対象となる請求(第3条第1項)

事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて、消費者契約に関する以下の請求に係るもの
(簡易確定手続で債権の存否・内容を適切・迅速に判断することが困難な場合は、訴えを却下できる。)

- ①契約上の債務の履行の請求(第1号)
- ②不当利得に係る請求(第2号)
- ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求(第3号)
- ④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求(第4号)
- ⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求(第5号)

(注)被告となるのは、消費者契約の相手方である事業者

(⑤は、債務の履行をする事業者、勧誘をする・させる・助長する事業者も被告となり得る。)

〇対象外の損害(第3条第2項)

- ・いわゆる拡大損害(消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失・損傷したことによる損害)(第1・3号)
- ・逸失利益(消費者契約の目的物の提供があれば得るはずであつた利益を喪失したことによる損害)(第2・4号)
- ・人身損害(人の生命又は身体を害されたことによる損害)(第5号)
- ・慰謝料(精神上の苦痛を受けたことによる損害)(第6号)

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律について②

○一段階目の手続：共通義務確認訴訟（金銭の支払義務を確認）	
管轄（第6条）	
①：被告の本店所在地の管轄裁判所 ②：被告の事務所、営業所の所在地の管轄裁判所 ③：不法行為があった地の管轄裁判所（例：不当な勧誘行為があった地） ④：義務履行地の管轄裁判所（例：債権者である消費者の住所地） ⑤：①～④の所在地を管轄する高等裁判所の所在地の管轄裁判所 等 （請求権の届出をすることが見込まれる消費者が著しく多数である場合）	
移送・併合（第6条・第7条）	
・同一の共通義務確認訴訟 → 移送・併合して同一裁判所で審理 ・同種の共通義務確認訴訟 → 移送・併合して同一裁判所で審理可	
個別訴訟の中止（第62条）	
・共通義務確認訴訟と、その共通義務に関連する請求権に係る個別の訴訟とが同時に係属した場合 → 裁判所は個別の訴訟を中止できる。	
和解（第10条）	
・共通義務があることを認める旨の訴訟上の和解 → 二段階目の手続の開始原因	
○二段階目の手続：対象債権の確定手続（誰に、いくら支払うか）	
申立期間（第15条）	
・共通義務確認訴訟における判決の確定等の日から原則一月以内	
簡易確定手続に消費者の加入を促す仕組み（第25条～第29条、第90条）	
【裁判所】	
・官報への公告（簡易確定手続開始決定の主文、対象債権・対象消費者の範囲等）	
【特定適格消費者団体】	
・対象債権を有する消費者に対し書面又は電磁的方法で個別に通知する義務 ・相当な方法（インターネット等も可）により公告する義務 ・通知・公告費用は特定適格消費者団体が負担	
【事業者】（団体からの求めがあったとき）	
・裁判所の公告事項の公表義務（インターネット等も可） ・対象消費者の情報が記載された文書の開示義務（不相当な費用又は時間を要する場合を除く。） → 団体の申立てにより、裁判所が当該文書の開示を命令	
【消費者庁】	
・確定判決の概要等を公表（インターネット等）	

○仮差押え(第56条～第59条)(将来の強制執行を確保するための制度)		
特定適格消費者団体は、仮差押命令の申立てができる。		
	本制度	(参考)民事保全法
被保全権利の疎明	・対象債権・対象消費者の範囲、対象債権の総額	個別具体的な債権の内容及び額
保全命令手続における訴訟要件	・管轄　・当事者能力　等	
	・共通義務確認の訴えを提起できる事案であること	—
その他	・保全の必要性(財産の隠匿・散逸等のおそれ)の疎明 ・仮差押目的物の特定　・裁判所の決定により担保を立てること	

○手続追行主体：特定適格消費者団体（新たな訴訟制度の手続追行主体）	
⇒ 適格消費者団体（消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国11団体）の中から、新たな要件を満たすものを内閣総理大臣が認定（有効期間は3年）	
認定要件（第65条） （被害回復関係業務を適切に遂行するための要件）	
・差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていること ・体制（弁護士理事の選任等）、業務規程、経理的基礎等が被害回復関係業務を適正に遂行するに足りること ・授權契約の内容を業務規程の記載事項とし、監督の対象とすることで業務を適正化 ・支払を受ける報酬又は費用がある場合 … その額又は算定方法、支払方法、その他の必要な事項を定めており、消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと（基準（上限等）をガイドラインに規定。） 等	
責務規定・行為規範（第75条～第88条、第93条～第99条）	
・濫訴等の禁止 … 不当な目的でみだりに訴えの提起等の禁止 ・報酬 … 被害回復業務を行うことに關し、授權契約により対象消費者から報酬を受ける旨を規定 ・弁護士に追行させる義務 … 民事訴訟に関する手続等は弁護士が追行 ・通知・報告 … 一定の事項について他の特定適格消費者団体への通知、内閣総理大臣への報告 ・個人情報の適正な管理 … 被害回復関係業務において消費者の個人情報を適正に管理するための必要な措置 ・財産上の利益の受領禁止 … 原則、被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に關し、金銭等の受領禁止（判決に基づく支払い等正当な場合を除く） ・徹底した情報公開 … 定款、業務規程、財務諸表等の提出・公表、閲覧請求 ・報告・立入検査 等 ⇒ これらの規定に違反した場合、内閣総理大臣（消費者庁）による監督の対象 ・所要の罰則を設ける （適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど）	
○その他	
・特定適格消費者団体の連携促進や、国民生活センター等からの情報の提供 ・施行期日（公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日（附則第3条、第4条及び第7条の規定は公布の日から施行）） ・経過措置（施行前に締結された契約に関する請求（不法行為に基づく損害賠償の請求については、施行前に行われた加害行為に係る請求）に係る金銭の支払義務には、適用しない）	

○衆議院修正（附則）	
① 特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずる。（附則第3条） ② 特定適格消費者団体による業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供等の支援の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずる。（附則第4条） ③ 施行後3年を経過した場合において、消費者の財産的被害の状況、特定適格消費者団体による業務の遂行の状況等を勘案し、被害回復業務の適正な遂行を確保するための措置並びに対象となる請求及び損害の範囲等この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。（附則第5条第1項） ④ この法律の施行の状況についての検討の年限を「施行後5年」から「施行後3年」に改める。（附則第5条第2項） ⑤ 施行前事案に関する請求に係る金銭の支払義務に關し、重要消費者紛争解決手続（国民生活センター）等の裁判外紛争解決手続の利用の促進等の措置を講ずる。（附則第6条） ⑥ この法律の円滑な施行のため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努める。（附則第7条）	

裁判所書記官との協働について

総務局参事官 平城文啓

1 裁判官と書記官との関係

- (1) 書記官の位置づけ
- (2) 書記官事務の構造
- (3) 書記官との真の意味での協働

2 書記官事務の整理

あるべき書記官事務の姿を明らかにするための視点の提供

3 共有すべき視点

- (1) なぜやるのか → 書記官という官職の設置根拠
- (2) 何のためにやるのか → 適正・迅速な裁判の実現
- (3) どのようにやるのか → 合理的に遂行

刑事裁判について（事実認定を中心に）

東京高等裁判所判事 河 合 健 司

1 はじめに

2 刑事裁判官としての歩み

- 左陪席時代（大阪地裁で2年，函館地裁で1年）
- 右陪席時代（札幌地裁で3年）
- 高裁左陪席時代（東京高裁，仙台高裁で各3年）
- 地裁部総括時代（東京地裁で約2年）
- 高裁部総括として（2年経過）

3 事実認定について（適正な事実認定を行うために）

(1) 常識的な判断を心掛ける（言うは易く行うは難し）

※「合理的な疑いを差し挟む余地のない証明」ないし「確信」

- ・訴訟上の証明は，論理的証明ではなく，いわゆる歴史的証明であるから，「真実」そのものではなく，「真実の高度の蓋然性をもって満足するものであり，通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得ることで証明ができたとする（最一小判昭23・8・5刑集2・9・1123）
- ・有罪認定に必要とされる立証の程度としての「合理的な疑いを差し挟む余地がない」というのは，反対事実が存在するとの疑いを全く残さない場合をいうものではなく，抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても，健全な社会常識に照らしてその疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には有罪認定を可能とする趣旨である（最一小決平19・10・16刑集61・7・677）

〔参考文献〕村瀬均『「合理的疑いを超える証明」について』（植村判事退官記念第1巻 p349）

- 交通事故における過失の認定（交差点でのバイクと自転車との衝突事故）
- 恐喝事件における被害者供述の信用性（不自然な事実経過）

(2) 批判的に物事を見る

※ 批判的に証拠や事実を検討する姿勢がないと、反対証拠や事実を見落としがちであり、そのような証拠や事実を目をつぶる姿勢が知らないうちにできてしまう

○ いわゆる痴漢事件（被害者供述の慎重な検討）

(3) 「森」を眺めながら「木」を見る

〔参考文献〕池田修「事実認定における分析的検討と総合的評価」（中山判事退官記念 p307）

(4) 一度頭を冷やしてから改めて考える

※ しばらく時間をおいてから考える、場所を変えて考える

※ 判決を書いてみる

(5) 一人二役（自分の中にもう一人の違う自分を作る）

※ セルフチェック機能

4 裁判員裁判における事実認定

(1) 正しい証拠評価ができているか

① 時間的な制約

② 直接主義・口頭主義の実践と留意点

(2) 事前（公判前整理手続）の情報が本番（公判）での事実認定に影響していないか

※ 「主張」と「証拠」の区別

5 おわりに

裁判とは「怖い」ものである

参 考 統 計 表

第1表	通常訴訟事件，略式請求事件の処理状況 〔参考グラフ〕通常訴訟事件，略式請求事件の推移	(平成17年～26年)－高裁・地裁・簡裁―― 1 (平成17年～26年)－高裁・地裁・簡裁―― 1 〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移 (昭和24年～平成26年)－地裁―― 2
第2表	長期係属実人員の長期化事由別内訳	(平成17年～26年各年末現在)－高裁・地裁―― 3
第3表	事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の 合議(法定・裁定)・単独別，罪名別審理長期化の事由 〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移	(平成26年末現在)－地裁―― 3 (平成6年～26年各年末現在)－高裁・地裁・簡裁―― 4
第4表	被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	(平成18年～平成26年)－地・簡裁―― 5
第5表	通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間，平均開廷回数， 平均開廷間隔及び平均取調べ証人数	(平成17～平成26年)－地裁―― 6
第6表	通常第一審における終局人員の審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成17年～26年)－地裁―― 7
第7表	通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員 〔参考グラフ〕通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移	(平成17年～26年)－地裁―― 8 (平成17年～26年)－地裁―― 8
第8表	通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員	(平成22年～26年)－地裁―― 9
第9表	犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況	(平成12年11月～26年)－高・地・簡裁総数―― 10
第10表	通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別・年別) (平成20年12月～26年累計)	―― 11
第11表	刑事損害賠償命令事件の処理状況	(平成20年12月～26年)－地裁―― 12
第12表	刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数	(平成20年12月～26年)－地裁―― 12
第13表	逮捕状の請求と発付等	(昭和55，60年，平成2，7，12，17，22～26年)－簡裁・地裁―― 13
第14表	勾留請求と勾留状の発付等	(昭和55，60年，平成2，7，12，17，22～26年)－簡裁・地裁―― 14
第15表	通常第一審における勾留，保釈請求，保釈人員及びその割合	(昭和55，60年，平成2，7，12，17，22～26年)－簡裁・地裁―― 15
第16表	医療観察処遇事件の処理状況	(平成22年～26年)－地裁―― 16
第17表	医療観察処遇事件における終局区分	(平成22年～26年)－地裁―― 17

第1表 通常訴訟事件, 略式請求事件の処理状況

(平成17年～26年) 一高裁・地裁・簡裁

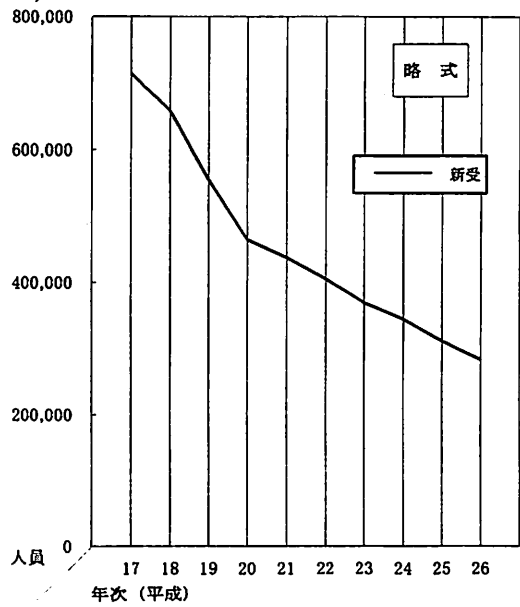
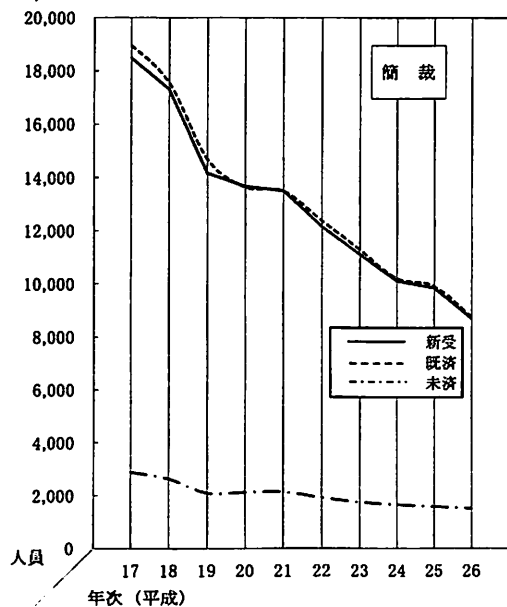
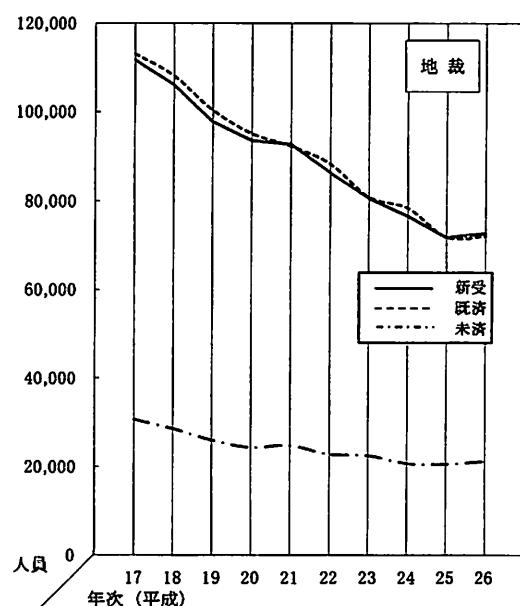
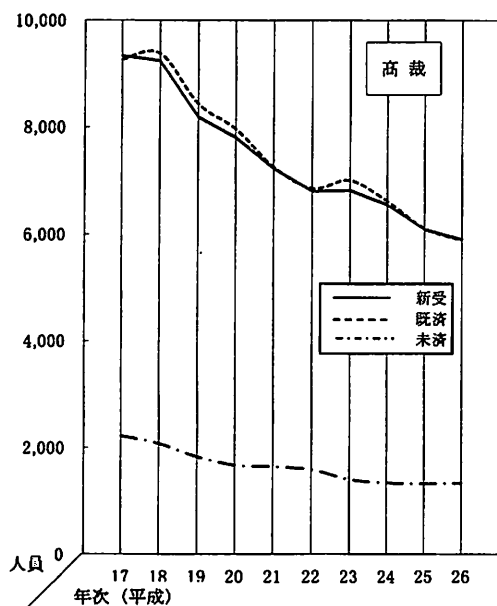
区分 年次	通 常 訴 訟 事 件									略 式 命 令 訴 求 事 件 (新 受 人 員)
	高 裁			地 裁			簡 裁			
	新 受 人 員	既 済 人 員	未 済 人 員	新 受 人 員	既 済 人 員	未 済 人 員	新 受 人 員	既 済 人 員	未 済 人 員	
平成 17 年	9,331	9,264	2,222	111,730	113,146	30,658	18,491	18,950	2,875	714,534
18	9,239	9,382	2,079	106,020	108,136	28,542	17,308	17,552	2,631	658,398
19	8,186	8,435	1,830	97,828	100,364	26,006	14,178	14,709	2,100	555,246
20	7,805	7,963	1,672	93,568	95,196	24,378	13,678	13,647	2,131	465,273
21	7,229	7,258	1,643	92,777	92,324	24,831	13,506	13,496	2,141	438,435
22	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,070
23	6,824	7,006	1,408	80,608	80,888	22,539	11,113	11,284	1,752	369,670
24	6,556	6,619	1,345	76,588	78,395	20,732	10,105	10,202	1,655	345,150
25	6,091	6,108	1,328	71,771	71,904	20,599	9,842	9,912	1,585	312,248
26	5,905	5,890	1,343	72,776	72,113	21,264	8,694	8,758	1,521	284,342

(注) 1 刑事月報による延べ人員(同一被告人につき別件が係属した都度累積計上)である。

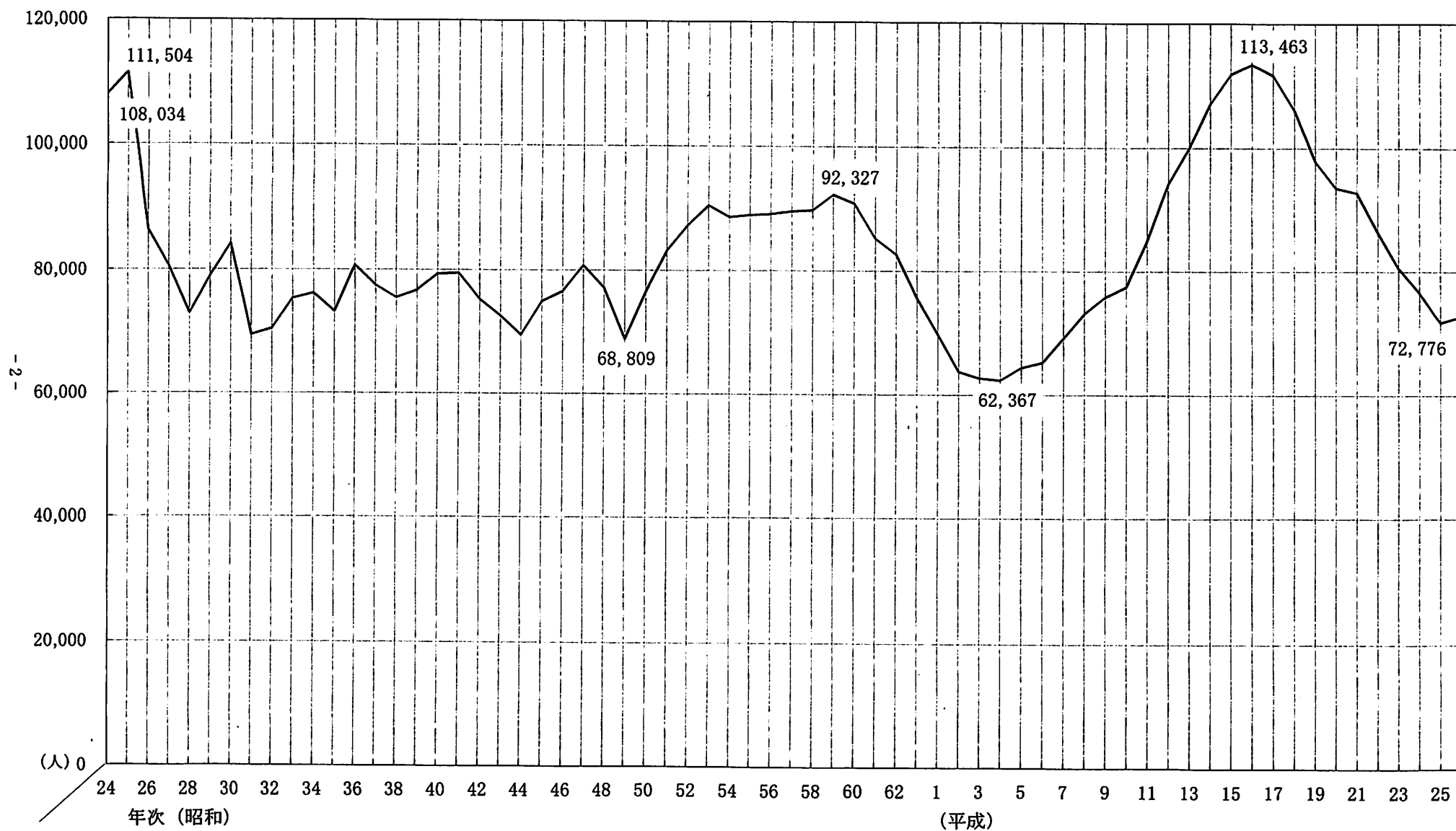
2 平成26年は速報値である。

[参考グラフ]

通常訴訟事件, 略式請求事件の推移



〔参考グラフ〕 通常第一審事件の新受人員の推移（昭和24年～平成26年）－地裁



(注) 1 司法統計年報による延べ人員であり、再審事件を含まない。
2 平成26年は速報値である。

第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳

(平成17年～26年各年末現在) 一高裁・地裁

年次	裁判所 長期化事由	高 裁			地 裁		
		総 数	事案複雑等	逃 亡 等	総 数	事 案 複 雑 等	
						2年を超える	3年を超える
平成 17 年		27	17	10	295	107	69
18		27	15	12	242	59	68
19		20	6	14	214	67	32
20		17	3	14	162	27	24
21		21	9	12	133	29	2
22		17	6	11	136	37	3
23		21	9	12	186	70	7
24		23	8	15	155	46	17
25		15	3	12	137	26	18
26		16	4	12	159	50	16

(注) 1 当刑事局への個別報告による概数である。

2 長期係属実人員とは、係属2年を超える事件の実人員(同一被告人につき複数の事件があっても弁論が併合されている限り1人として計上)である。

第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合議(法定・

裁定)・単独別、罪名別審理長期化の事由

(平成26年末現在) 一地裁

罪 名	審理長期化の事由 係属事件数	事 案 複 雑									そ の 他						
		訴 因 多 数	被 告 人 多 数	計 算 関 係 複 雑	証 人 関 係 に 多 数 の た	公 判 等 を 要 し た た	被 告 人 質 問 に 多 数 の た	鑑 定 に 時 日 を 要 し た	検 察 官 の 証 拠 整 理 に た	時 日 を 要 し た た	証 拠 の 関 係 ・ 謄 写 に た	そ の 他	紛 争 等 の た め 実 体 審 理 の た	進 捗 が 遅 れ た た	公 判 期 日 の 変 更 ・ 延 期 難	多 数 又 は 指 定 困 難	関 連 事 件 の 審 理 待 ち
総 数	43	(37.2) 16	(7.0) 3	(2.3) 1	(48.8) 21	(9.3) 4	(7.0) 3	(44.2) 19	(23.3) 10	(37.2) 16	(2.3) 1	(20.9) 9	-	-	-	-	(16.3) 7
法定合議	16	10	2	-	3	1	2	7	6	7	-	3	-	-	-	-	4
裁定合議	19	5	1	1	12	3	1	10	4	6	-	1	-	-	-	-	2
単 独	8	1	-	-	6	-	-	2	-	3	1	5	-	-	-	-	1
殺 人	11	7	1	-	1	1	1	7	5	5	-	1	-	-	-	-	2
詐 欺	6	3	-	-	3	1	-	2	-	1	1	2	-	-	-	-	-
強 盗 ・ 同 致 死 傷	3	1	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	2
業 務 上 過 失 致 死 傷	3	-	1	-	2	-	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-	1
業 務 上 横 領	2	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
自動車運転過失致死傷	2	-	-	-	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
所 得 税 法 違 反	1	-	-	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	15	5	1	1	10	1	-	5	4	5	-	6	-	-	-	-	2

(注) 1 当刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

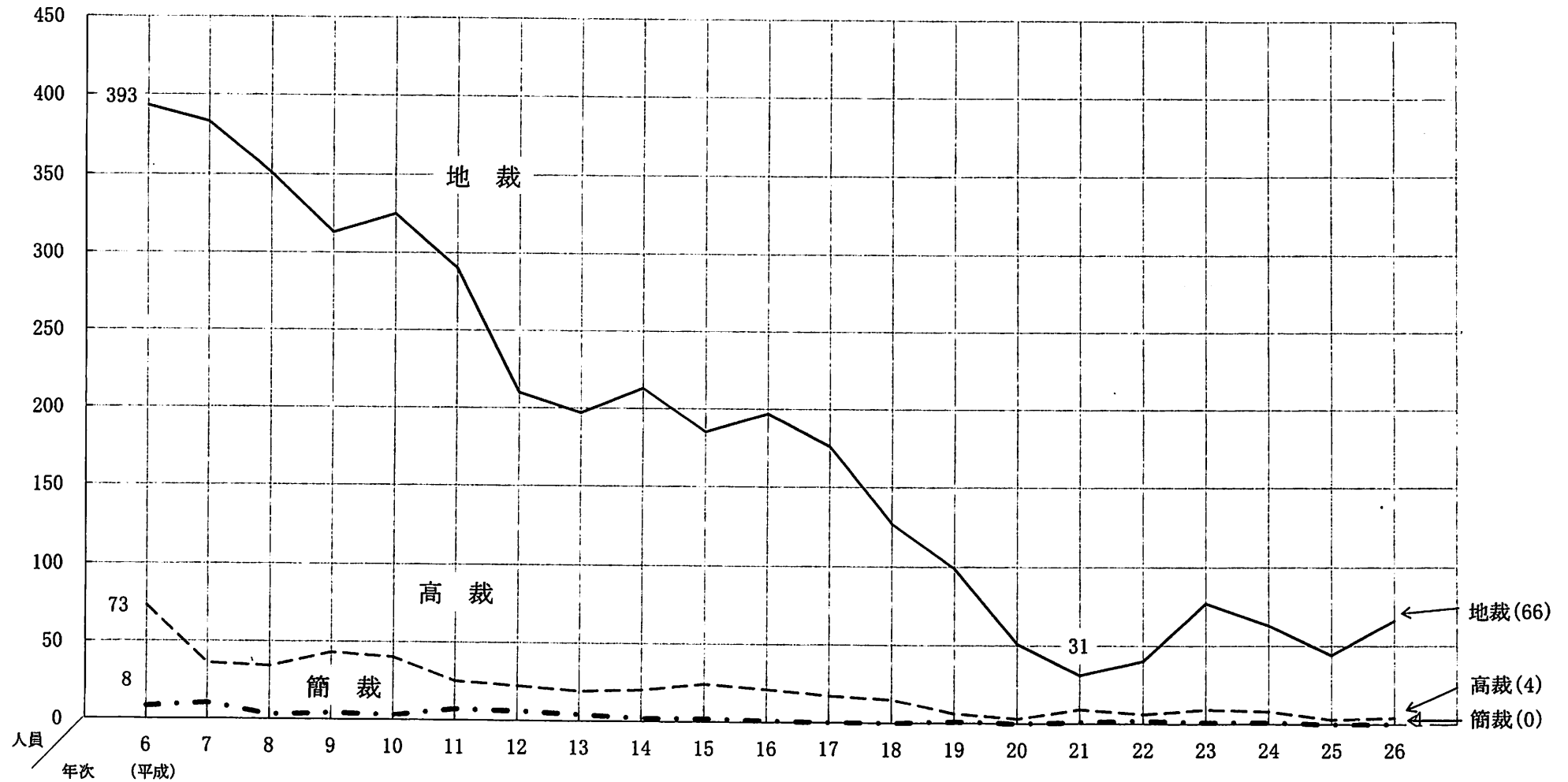
2 複数罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によった。

3 1件で複数の事由がある場合には、各欄に重複して計上した。

4 ()内は係属事件数に対する%である。

〔参考グラフ〕 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

(平成6年～26年各年末現在) ー高裁・地裁・簡裁



- (注) 1 当刑事局への個別報告による係属2年を超える事件の実人員である。
 2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。
 3 概数である。

第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(平成18年～26年) —地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	勾留人員	新受人員		既済人員			
			総 数	うち即決裁判 手続同意 確認のた めの請求	総 数	うち即決裁判 手続同意 確認のた めの請求	国選弁護人 が選任され た被疑者数	うち即決裁判 手続同意 確認のた めの請求
地 裁	平成 18 年	67,664	866	11	861	11	838	8
	19	60,510	3,413	12	3,402	12	3,259	12
	20	55,527	3,508	8	3,508	7	3,409	7
	21	49,899	17,734	6	17,665	6	17,230	5
	22	46,189	26,279	5	26,271	5	25,815	4
	23	43,988	25,718	11	25,737	11	25,223	11
	24	45,289	26,290	-	26,268	-	25,736	-
	25	43,268	25,130	6	25,352	6	24,813	6
	26	42,306	25,077	2	25,073	2	24,242	2
簡 裁	平成 18 年	79,431	955	16	947	16	922	14
	19	75,354	3,440	43	3,435	43	3,366	42
	20	73,742	3,619	38	3,623	38	3,555	36
	21	77,893	29,939	93	29,908	94	29,535	94
	22	75,445	45,303	53	45,290	53	44,860	53
	23	72,114	46,179	29	46,194	19	45,737	19
	24	72,342	47,620	54	47,511	54	47,135	53
	25	70,215	46,594	7	46,611	7	46,143	7
	26	69,893	45,654	1	45,817	1	45,149	1

- (注) 1 司法統計年報による延べ人員である。
2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の3第1項による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。
3 被疑者段階の国選弁護人請求の新受人員及び既済人員の各「総数」には、勾留請求が却下されたため、国選弁護人選任請求が却下されたものも含む。
4 平成26年は速報値である。

第5表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

(平成17年～26年) 一 地裁

区分 年次	通常第一審事件全体								自 白								否 認							
	終 局 人 員	平均審理 期間(月)			平均開 廷回数 (回)	平均 間隔	開 延 (月)	平均 取調べ証 人数 (人)	終 局 人 員	平均審理 期間(月)			平均開 廷回数 (回)	平均 間隔	開 延 (月)	平均 取調べ証 人数 (人)	終 局 人 員	平均審理 期間(月)			平均開 廷回数 (回)	平均 間隔	開 延 (月)	平均 取調べ証 人数 (人)
		受 理 か ら 終 局 ま で 第 1 回	公 判 期 日 ま で	第 1 回 公 判 期 日 ま で						受 理 か ら 終 局 ま で 第 1 回	公 判 期 日 ま で	第 1 回 公 判 期 日 ま で						受 理 か ら 終 局 ま で 第 1 回	公 判 期 日 ま で	第 1 回 公 判 期 日 ま で				
平成 17 年	79,203	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.6	0.8	(91.5) 72,450	2.8	1.6	1.2	2.4	1.0	0.5	0.6	(6.6) 5,193	9.5	2.0	7.5	7.3	1.2	1.0	2.5
18	75,370	3.1	1.5	1.6	2.7	1.2	0.6	0.8	(91.0) 68,621	2.7	1.5	1.2	2.4	1.1	0.5	0.7	(6.9) 5,199	8.9	2.0	6.9	7.0	1.3	1.1	2.5
19	70,610	3.0	1.5	1.5	2.6	1.1	0.6	0.8	(91.3) 64,441	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(7.1) 5,016	8.5	2.2	6.3	6.8	1.2	1.0	2.6
20	67,644	2.9	1.5	1.4	2.5	1.1	0.5	0.8	(91.3) 61,745	2.5	1.5	1.0	2.2	1.2	0.5	0.6	(7.2) 4,896	8.4	2.7	5.7	6.3	1.3	1.0	2.5
21	65,875	2.9	1.6	1.3	2.5	1.1	0.5	0.7	(91.2) 60,103	2.5	1.5	1.0	2.2	1.2	0.5	0.6	(7.1) 4,697	8.1	3.1	5.0	5.8	1.3	1.0	2.5
22	62,840	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.2) 57,336	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,522	8.1	3.4	4.7	5.7	1.4	0.8	2.6
23	57,968	3.0	1.6	1.4	2.6	1.1	0.5	0.8	(90.3) 52,349	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.2) 4,734	8.6	3.5	5.1	6.1	1.4	0.8	2.6
24	56,734	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.7) 50,890	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.8) 5,012	8.5	3.2	5.3	6.2	1.4	0.9	2.7
25	52,229	3.1	1.6	1.5	2.7	1.1	0.5	0.8	(88.5) 46,247	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(10.0) 5,212	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.7
26	52,502	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.0) 46,732	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.4) 4,913	8.2	2.8	5.4	6.2	1.3	0.9	2.6
法定合議	2,511	7.2	4.8	2.4	4.2	1.7	0.6	2.0	(65.2) 1,638	5.7	3.7	2.0	3.4	1.7	0.6	1.2	(32.7) 821	10.6	7.3	3.3	5.9	1.8	0.6	3.6
裁定合議	584	10.6	3.5	7.1	7.2	1.5	1.0	3.7	(35.6) 208	6.0	2.7	3.3	3.7	1.6	0.9	1.0	(64.0) 374	13.2	4.0	9.2	9.2	1.4	1.0	5.3
単 独	49,407	2.7	1.4	1.3	2.6	1.1	0.5	0.7	(90.8) 44,886	2.4	1.4	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(7.5) 3,718	7.2	1.8	5.4	6.0	1.2	0.9	2.2

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「自白」とは、終局の段階において、すべての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいい、「否認」とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

3 「通常第一審事件全体」には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

4 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

5 () 内は、「通常第一審事件全体」の終局人員に対する%である。

6 平成26年は速報値である。

第6表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成17年～26年) -地裁

区分 年次	終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平 均 審 理 期 間 (月)	平 均 開 廷 回 数 (回)	平 均 開 廷 間 隔 (月)
		1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	3 年 を 超 え る			
平成 17 年	79,203	(2.1) 1,698	(39.6) 31,327	(31.8) 25,177	(18.7) 14,775	(6.1) 4,834	(1.4) 1,148	(0.2) 169	(0.1) 75	3.2	2.7	1.2
18	75,370	(3.3) 2,493	(39.2) 29,559	(31.6) 23,852	(18.6) 13,982	(5.7) 4,275	(1.3) 992	(0.2) 144	(0.1) 73	3.1	2.7	1.1
19	70,610	(8.3) 5,878	(36.6) 25,876	(30.2) 21,291	(17.9) 12,614	(5.6) 3,936	(1.2) 850	(0.1) 90	(0.1) 75	3.0	2.6	1.2
20	67,644	(9.3) 6,317	(38.3) 25,875	(29.1) 19,718	(16.5) 11,185	(5.3) 3,601	(1.2) 801	(0.2) 102	(0.1) 45	2.9	2.5	1.1
21	65,875	(8.5) 5,619	(38.8) 25,583	(29.2) 19,205	(16.6) 10,934	(5.7) 3,724	(1.1) 703	(0.1) 62	(0.1) 45	2.9	2.5	1.1
22	62,840	(6.8) 4,248	(40.1) 25,184	(29.4) 18,462	(16.3) 10,216	(6.1) 3,810	(1.4) 851	(0.1) 47	(0.0) 22	2.9	2.5	1.2
23	57,968	(5.4) 3,137	(42.4) 24,588	(28.6) 16,579	(15.7) 9,102	(6.1) 3,544	(1.6) 924	(0.1) 63	(0.1) 31	3.0	2.6	1.1
24	56,734	(4.6) 2,631	(42.3) 23,993	(28.9) 16,423	(16.2) 9,204	(6.3) 3,562	(1.4) 780	(0.2) 103	(0.1) 38	3.0	2.7	1.1
25	52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1
26	52,502	(3.7) 1,963	(42.7) 22,406	(28.9) 15,195	(16.6) 8,735	(6.5) 3,403	(1.4) 714	(0.1) 54	(0.1) 32	3.0	2.7	1.1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員(同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上)である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ()内は終局人員に対する%である。

4 平成26年は速報値である。

第7表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員

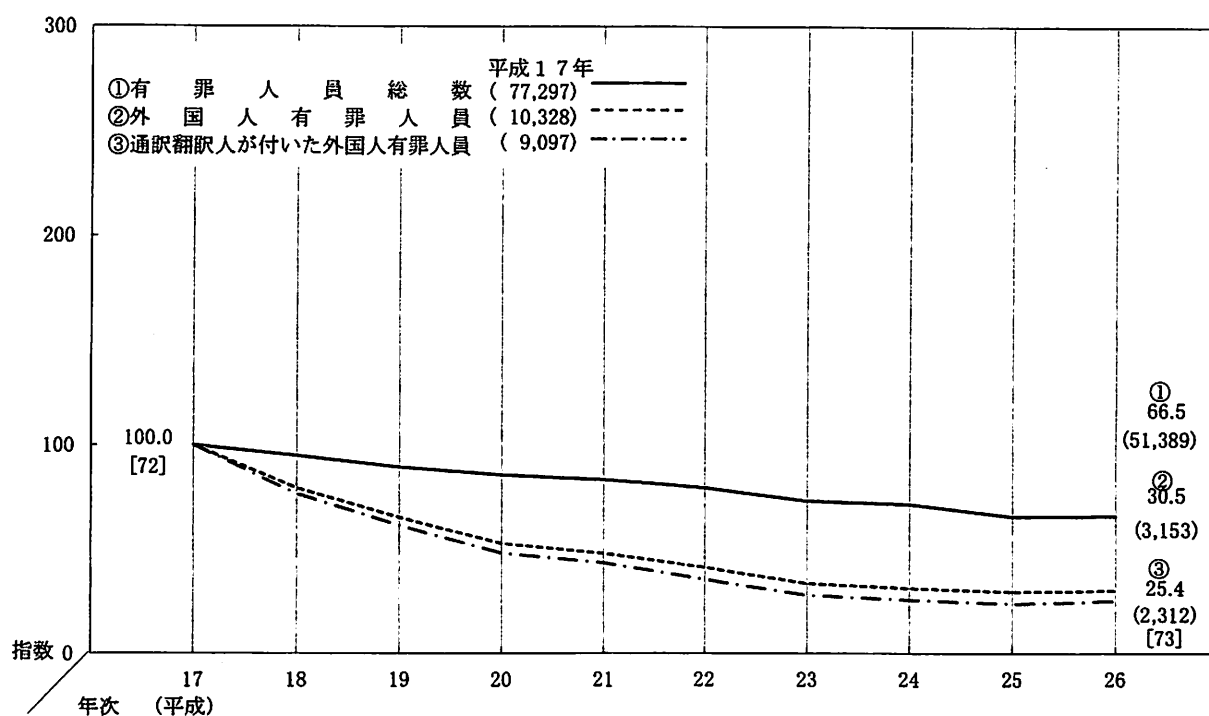
(平成17年～26年) -地裁

区分 年次	終 局 人 員			有 罪 人 員		
	総 数	うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 いた 被 告 人 (日本人を含む。)		総 数	う ち 外 国 人	う ち 通 訳 翻 訳 人 が 付 いた 被 告 人
平成 17 年	79,203	(11.8)	9,361	77,297	10,328	9,097
18	75,370	(9.6)	7,268	73,471	8,213	6,987
19	70,610	(8.3)	5,870	69,139	6,781	5,615
20	67,644	(6.8)	4,598	66,378	5,498	4,405
21	65,875	(6.3)	4,138	64,540	4,992	3,975
22	62,840	(5.4)	3,407	61,585	4,288	3,254
23	57,968	(4.7)	2,701	56,843	3,492	2,568
24	56,734	(4.4)	2,507	55,667	3,265	2,363
25	52,229	(4.5)	2,331	51,177	3,090	2,197
26	52,502	(4.6)	2,422	51,389	3,153	2,312

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「通訳翻訳人が付いた被告人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。
 3 ()内は終局人員総数に対する%である。
 4 平成26年は速報値である。

〔参考グラフ〕 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移

(平成17年～26年) -地裁



- (注) 1 平成17年を100とする指数である。
 2 ()内は実人員であり, []内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。
 3 平成26年は速報値である。

第8表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員
(平成22年～26年) 一地域

年次 言語		平成22年	23	24	25	26
総	数	3,275	2,585	2,383	2,207	2,315
中	国 語	1,025	871	742	723	811
	北 京 語	975	826	708	694	783
	広 東 語	14	17	11	15	13
	台 湾 語	7	5	2	2	4
	上 海 語	1	1	4	2	2
	福 建 語	8	5	4	1	1
	そ の 他 の 中 国 語	20	17	13	9	8
ベ	ト ナ ム 語	213	193	176	209	265
フィ	リピノ(タガログ) 語	394	322	276	218	214
ポ	ル ト ガ ル 語	329	211	227	210	206
英	語	196	192	166	142	161
韓 国 ・ 朝 鮮	語	373	247	220	168	154
ス ペ イ ン	語	229	193	159	167	147
タ イ	語	141	85	105	91	102
ペ ル シ ャ	語	116	75	69	61	44
シ ン ハ ラ	語	35	24	23	34	25
ロ シ ア	語	26	23	27	16	22
ウ ル ド ウ ー	語	21	12	25	17	21
イ ン ド ネ シ ア	語	28	15	13	16	17
ト ル コ	語	10	14	18	14	15
ル ー マ ニ ア	語	4	7	1	5	15
フ ラ ン ス	語	21	18	16	17	14
ベ ン ガ ル	語	25	11	25	18	9
ド イ ツ	語	1	9	7	4	9
モ ン ゴ ル	語	17	17	10	6	8
パ ン ジ ャ ビ	語	6	2	12	4	8
そ の 他		65	44	66	67	48

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。
また、終局人員は有罪のほかは無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における「総数」は、第7表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。

3 平成26年は速報値である。

第9表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況

(平成12年11月～26年) 一高・地・簡裁総数

		平成12年 (11月～)	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	総数
		高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	10	38	68	51	87	68	77	70	86	79	102	136	121	116	112	1,221
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	-	1	5	12	7	8	13	21	32	44	52	39	46	41	76	397
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	104	847	912	1,062	1,074	1,103	1,233	1,222	1,007	1,094	1,295	1,317	1,757	1,792	1,661	17,480
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	2	9	22	26	42	34	36	60	71	105	123	125	140	151	198	1,144
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数		67	122	136	217	210	234	224	202	235	261	242	288	278	299	3,015
情報保護	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者等の数									2,490	3,849	3,854	3,887	4,273	4,112	3,978	26,443
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	22	232	457	585	735	774	917	1,010	1,068	1,119	1,198	1,164	1,157	1,173	1,147	12,758
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	8	58	110	144	180	243	253	270	339	490	557	561	517	574	495	4,799
閲覧謄写	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数	65	473	681	753	705	855	903	846	1,012	1,348	1,175	1,278	1,381	1,468	1,557	14,500
	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった事例数	1	17	7	7	9	6	17	17	12	15	22	13	22	21	13	199
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数									24	35	50	33	45	18	89	294
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった事例数									2	1	7	6	1	1	4	22
和解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した事例数	6	55	60	54	43	39	73	38	35	46	34	30	38	29	20	600

(注) 1 当刑事局への個別報告による延べ数である。

2 概数である。

3 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成25年法律第33号）により、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の規定は、「犯罪被害者保護法第13条第1項又は第2項」から「犯罪被害者保護法19条第1項又は第2項」に改められた（平成25年12月1日施行）。

第10-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（処断罪名別）

(平成20年12月～26年累計) 一 地・簡裁総数

区 分	終局人員数	参加を 申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があった被害者等	うち国選弁護士への委託がされた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち遮への措置が採られた被害者等
総数	3,869	5,904	5,827	4,057	1,874	1,234	2,945	2,850	3,748	272	706
過失運転致死	1,114	1,826	1,795	1,060	183	354	896	733	1,171	18	19
傷害	457	502	486	392	219	121	263	252	299	18	73
過失運転致傷	398	501	499	269	74	80	223	175	335	4	6
殺人	375	658	650	551	327	188	393	441	434	43	137
強制わいせつ	283	350	348	289	211	87	186	189	254	61	143
傷害致死	204	329	327	305	171	87	194	221	213	7	13
強姦	184	239	238	211	159	54	122	143	166	39	104
道路交通法違反	159	222	221	126	30	41	127	90	151	5	7
強姦致死傷	102	146	146	132	116	49	91	113	103	25	68
強盗致死	99	207	207	148	79	33	78	108	111	12	19
強盗致傷	72	84	82	69	50	12	42	48	62	4	9
業務上過失致死	69	311	308	101	4	6	67	43	124	1	1
強制わいせつ致死傷	65	79	79	61	56	18	42	53	51	13	37
危険運転致死	56	126	125	99	31	34	67	77	84	1	2
強盗強姦	36	58	57	51	48	18	27	40	42	7	31
危険運転致傷	21	26	26	18	10	5	8	12	16	-	-
集団強姦致死傷	18	26	26	21	19	8	20	20	19	-	2
集団強姦	17	25	25	23	19	2	9	18	5	-	6
営利拐取等	16	20	20	14	9	4	7	8	10	2	6
強盗	15	17	16	15	13	4	7	12	7	3	5
その他	109	152	146	102	46	29	76	54	91	9	18

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 罪名は、有罪の場合は処断罪名、無罪その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものであるため、被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。

3 被害者等の数は、延べ人員である。

4 「過失運転致死」及び「過失運転致傷」は、平成25年法律86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死及び自動車運転過失傷害）をそれぞれ含む。

5 「危険運転致死」及び「危険運転致傷」は、平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2の罪をそれぞれ含む。

6 速報値である。

第10-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（年別）

(平成21年～26年累計) 一 地簡裁総数

区 分	終局人員数	参加を 申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があった被害者等	うち国選弁護士への委託がされた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち遮への措置が採られた被害者等
年 次											
平成21年	403	571	560	367	131	130	344	288	359	24	50
22	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115
23	586	914	902	632	275	176	459	454	591	30	104
24	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
25	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195

(注) 1 司法統計年報による。

2 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

3 被害者等の数は、延べ人員である。

4 平成26年は速報値である。

第11表 刑事損害賠償命令事件の処理状況
(平成20年12月～26年)－地裁

	新受	既済	未済
平成21年	214	162	52
22	251	239	64
23	230	237	57
24	259	246	70
25	303	312	61
26	288	264	84
総 数	1,545	1,460	84

(注) 1 件数建てである。
2 平成26年は速報値である。

第12表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(平成20年12月～26年)－地裁

	終局件数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	1,460	162	239	237	246	312	264
認容・決定書	704	69	121	128	123	149	114
認容・口頭告知	21	2	4	2	7	2	4
棄却・決定書	3	-	-	2	-	1	-
棄却・口頭告知	1	-	-	-	-	1	-
却下・27条1項1号	4	-	1	-	2	1	-
却下・27条1項2号	-	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項3号	17	1	-	7	2	5	2
却下・27条1項4号	-	-	-	-	-	-	-
終了・38条1項	159	16	25	26	23	32	37
終了・38条2項1号	2	-	-	-	1	-	1
終了・38条2項2号	33	5	5	4	6	9	4
決定・その他	4	1	-	1	-	-	2
和解	276	30	47	37	43	62	57
放棄	1	1	-	-	-	-	-
認諾	60	7	10	5	13	11	14
取下げ	168	30	24	24	25	37	28
その他	7	-	2	1	1	2	1

(注) 1 件数建てである。
2 「決定・その他」は、民法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。
3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条（平成25年法律第33号による改正前の同条19条を含む。）により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがないために事件が終局したものなどである。
4 「却下・27条1項1号」は平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号、「却下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項2号、「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3号、「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号、「終了・38条1項」は同改正前の同法32条1項、「終了・38条2項1号」は同改正前の同法32条2項1号、「終了・38条2項2号」は同改正前の同法32条2項3号により終局したものを含む。
5 平成26年は速報値である。

第13表 逮捕状の請求と発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22~26年) - 簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	通 常						緊 急			
		請 求 (A)	発 付	却 下 (B)	取 下 げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請 求 (D)	発 付	却 下 (E)	$\frac{E}{D}$ %
総 数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	23	95,866	94,639	51	1,176	0.05	1.28	9,567	9,546	21	0.22
	24	97,845	96,371	54	1,420	0.06	1.51	9,069	9,043	26	0.29
	25	94,772	93,439	40	1,293	0.04	1.41	8,655	8,637	18	0.21
	26	92,880	91,548	30	1,302	0.03	1.43	8,048	8,021	27	0.34
簡 裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	23	78,195	77,155	24	1,016	0.03	1.33	6,343	6,334	9	0.14
	24	78,865	77,683	36	1,146	0.05	1.50	5,967	5,950	17	0.28
	25	76,789	75,721	21	1,047	0.03	1.39	5,709	5,698	11	0.19
	26	76,657	75,586	19	1,052	0.02	1.40	5,433	5,417	16	0.29
地 裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	23	17,671	17,484	27	160	0.15	1.06	3,224	3,212	12	0.37
	24	18,980	18,688	18	274	0.09	1.54	3,102	3,093	9	0.29
	25	17,983	17,718	19	246	0.11	1.47	2,946	2,939	7	0.24
	26	16,223	15,962	11	250	0.07	1.61	2,615	2,604	11	0.42

(注) 1 令状年表による延べ人員である。

2 平成26年は速報値である。

第14表 勾留請求と勾留状の発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17年, 22年～26年) - 簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請 求 (A)	発 付	却 下 (B)	取下げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請 求 (D)	発 付	却 下 (E)	取下げ (F)	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請 求 (G)	発 付	却 下 (H)	取下げ (I)	$\frac{H}{G}$ %	$\frac{H+I}{G}$ %
昭和 55 年	93,291	(5,298) 92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	(789) 47,554	219	16	0.46	0.49	45,502	(4,509) 44,808	680	14	1.49	1.53
60	103,753	(5,692) 103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	(723) 52,154	108	13	0.21	0.23	51,478	(4,969) 51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年	76,914	(3,826) 76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	(534) 42,614	76	10	0.18	0.20	34,214	(3,292) 33,911	302	1	0.88	0.89
7	90,977	(4,076) 90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	(435) 47,092	66	10	0.14	0.16	43,809	(3,641) 43,572	221	16	0.50	0.54
12	122,916	(5,585) 122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	(561) 62,427	94	12	0.15	0.17	60,383	(5,024) 59,927	455	1	0.75	0.76
17	152,445	(5,199) 151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	(517) 78,548	133	9	0.17	0.18	73,755	(4,682) 73,172	578	5	0.78	0.79
22	123,289	(3,281) 121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	(330) 75,445	384	4	0.51	0.51	47,456	(2,951) 46,189	1,264	3	2.66	2.67
23	117,865	(3,065) 116,102	1,727	36	1.47	1.50	72,598	(333) 72,114	450	34	0.62	0.67	45,267	(2,732) 43,988	1,277	2	2.82	2.83
24	119,784	(2,838) 117,631	2,141	12	1.79	1.80	72,759	(271) 72,342	407	10	0.56	0.57	47,025	(2,567) 45,289	1,734	2	3.69	3.69
25	115,798	(2,694) 113,483	2,308	7	1.99	2.00	70,770	(212) 70,215	550	5	0.78	0.78	45,028	(2,482) 43,268	1,758	2	3.90	3.91
26	115,338	(2,665) 112,199	3,127	12	2.71	2.72	70,767	(166) 69,893	863	11	1.22	1.24	44,571	(2,499) 42,306	2,264	1	5.08	5.08

(注) 1 令状年表による延べ人員である。

2 () 内は職権により発付された人員で外数である。

3 平成26年は速報値である。

第15表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17年, 22年～26年) 一簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	新受人員 (A)	その年中 に勾留状 が発付さ れた人員 (B)	その年中 に保釈が 請求され た人員 (C)	その年中 に保釈が 許可され た人員		勾留率 $\frac{B}{A}$ %	保釈 請求率 $\frac{C}{B}$ %	保釈率 $\frac{D}{B}$ %	保釈 許可率 $\frac{D+E}{C}$ %
					終局前(D)	終局後(E)				
総 数	昭和 55 年	115,911	57,683	39,598	19,150	1,716	49.8	68.6	33.2	52.7
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	859	53.2	47.5	23.1	51.5
	平成 2 年	79,850	43,922	20,814	11,008	640	55.0	47.4	25.1	56.0
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	374	60.5	34.4	17.6	53.3
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	282	61.9	26.9	13.0	49.8
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6	12.6	54.8
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	32.0	18.0	58.7
	23	91,721	58,603	19,616	11,280	517	63.9	33.5	19.2	60.1
	24	86,693	57,693	20,644	12,000	479	66.5	35.8	20.8	60.4
	25	81,613	55,169	19,985	11,391	659	67.6	36.2	20.6	60.3
	26	81,470	53,368	21,531	12,680	675	65.5	40.3	23.8	62.0
簡 裁	昭和 55 年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5	18.3	51.2
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9	12.8	52.6
	平成 2 年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7	14.2	61.0
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1	10.0	56.0
	12	15,587	9,621	1,282	722	-	61.7	13.3	7.5	56.3
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0	6.7	56.8
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3	8.1	52.8
	23	11,113	7,328	1,256	711	1	65.9	17.1	9.7	56.7
	24	10,105	6,886	1,363	681	8	68.1	19.8	9.9	50.6
	25	9,842	6,107	1,284	720	12	62.1	21.0	11.8	57.0
	26	8,694	5,663	1,276	703	4	65.1	22.5	12.4	55.4
地 裁	昭和 55 年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2	37.6	52.9
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5	25.8	51.3
	平成 2 年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6	27.9	55.4
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9	19.2	53.0
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2	13.9	49.3
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4	13.5	54.6
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	474	65.9	34.4	19.5	59.1
	23	80,608	51,275	18,360	10,569	516	63.6	35.8	20.6	60.4
	24	76,588	50,807	19,281	11,319	471	66.3	37.9	22.3	61.1
	25	71,771	49,062	18,701	10,671	647	68.4	38.1	21.8	60.5
	26	72,776	47,705	20,255	11,977	671	65.6	42.5	25.1	62.4

(注) 1 処遇年表、刑事雑事件年表及び刑事月報による延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 保釈が請求された人員には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度1人として計上した。

4 勾留率は、新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

5 保釈率は、勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

6 保釈許可率は、保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

7 平成26年は速報値である。

第16表 医療観察処遇事件の処理状況

(平成22年～平成26年) 一 地裁

受理区分	区分 年次	新受人員		既済人員		未済人員
			うち 回 付 に よる受理		うち 終局事由 が 回 付	
入 院 ・ 通 院 の 申 立 て (3 3 条 1 項)	平成22年	441	75	446	84	74
	23	500	82	475	82	99
	24	425	65	456	73	68
	25	473	83	463	82	78
	26	420	64	421	70	77
退院・入院継続 の 申 立 て (49条・50条)	平成22年	959	2	947	2	134
	23	1,110	6	1,086	8	158
	24	1,273	8	1,263	6	168
	25	1,336	2	1,317	2	187
	26	1,435	-	1,426	-	196
処遇終了・通院 期 間 延 長 の 申 立 て (54条・55条)	平成22年	70	-	68	-	9
	23	66	-	66	-	9
	24	81	2	76	1	14
	25	77	-	84	-	7
	26	102	-	99	-	10
再 入 院 等 の 申 立 て (5 9 条)	平成22年	12	1	9	2	4
	23	16	-	17	-	3
	24	8	1	9	2	2
	25	9	-	9	-	2
	26	4	-	6	-	-

(注) 1 司法統計年報による延べ人員である。

2 本表の「うち回付による受理」とは、本庁・支部間において事件が回付されたことにより事件を受理したことをいい、「うち終局事由が回付」とは、本庁・支部間において事件を回付したことにより事件が終局したことをいう。

3 平成26年は速報値である。

第17表 医療観察処遇事件における終局区分

(平成22年～平成26年) 一 地裁

区分 年次	終局 人員	終 局 区 分															
		入院・通院 (33条1項)						退院・入院継続 (49条又は50条)			処遇終了・ 通院期間延長 (54条又は55条)		再入院等 (59条)		却 下 (申立て 不適法 のみ)	移 送 ・ そ の 他	取 下 げ
		42条1項			40条1項 (却下)			51条1項			56条1項		61条1項				
		入 院 (1号)	通 院 (2号)	医 療 を行わ ない 旨の決定 (3号)	対 象 行 為 を行って いない (1号)	心 神 喪 失 者等では ない (2号)	入院継続 確 認 等 (1号)	退院許可 (2号)	医療終了 (3号)	通院期間 延長決定 等 (1号)	医療終了 (2号)	入 院 (1号)	棄 却 (2号) (61条3項 の場合も 含む)	処遇終了 (3号)			
平成22年	1,347	242	61	46	-	17	679	157	34	11	55	5	1	1	12	16	10
23	1,534	269	38	72	1	13	856	145	25	10	51	14	-	1	-	27	12
24	1,691	257	39	74	-	11	955	189	45	18	49	4	2	1	5	33	9
25	1,746	267	39	58	-	14	1,036	166	34	26	51	9	-	-	1	39	6
26	1,859	262	31	52	1	8	1,139	203	31	22	66	6	1	-	16	20	1

- (注) 1 医療観察処遇事件票による実人員である。
2 1人で複数の終局区分がある場合には、最も左にある区分のみに計上した。
3 平成26年は速報値である。

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成２７年３月末・速報）

目 次

表 1	罪名別の新受人員の推移	1
表 2	庁別の新受人員，終局人員及び未済人員の推移	2
表 3	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	4
表 4	裁判員候補者名簿記載者数，各段階における裁判員候補者数及び 選任された裁判員・補充裁判員の数の推移	5
表 5	平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）	6
表 6	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで） 別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	6
表 7	平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）	7
表 8	平均取調べ証人数の推移（自白否認別）	8
表 9	平均評議時間の推移（自白否認別）	9

表1 罪名別の新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (3月末)
総数	9,398	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	305
強盗致傷	2,243	295	468	411	329	342	321	77
殺人	1,976	270	350	371	313	303	302	67
現住建造物等放火	878	98	179	167	128	141	136	29
傷害致死	817	70	141	169	146	136	131	24
覚せい剤取締法違反	771	90	153	173	105	105	129	16
(準)強姦致死傷	698	88	111	137	124	121	91	26
(準)強制わいせつ致死傷	661	58	105	105	109	133	131	20
強盗強姦	403	61	99	83	59	57	36	8
強盗致死(強盗殺人)	238	51	43	37	37	37	27	6
偽造通貨行使	181	34	60	30	34	12	4	7
危険運転致死	129	13	17	20	27	21	23	8
通貨偽造	93	14	18	20	19	17	4	1
集団(準)強姦致死傷	66	13	2	17	6	9	17	2
逮捕監禁致死	51	4	18	21	1	4	3	-
保護責任者遺棄致死	47	7	9	12	4	5	7	3
銃砲刀剣類所持等取締法違反	47	13	5	3	4	10	10	2
組織的犯罪処罰法違反	32	6	5	-	-	3	14	4
爆発物取締罰則違反	13	6	-	-	5	2	-	-
麻薬特例法違反	13	1	5	3	2	1	1	-
麻薬及び向精神薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	-	-
身代金拐取	6	-	3	-	1	1	1	-
その他	26	3	3	5	2	3	5	5

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
7 「危険運転致死」は、平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
8 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
9 速報値である。

表2 庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年(3月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
総数	8,591	7,754	837	1,142	148	994	1,591	1,530	1,055	1,624	1,568	1,111	1,345	1,526	930	1,329	1,415	844	1,295	1,220	919	265	347	837
東京地裁本庁	777	687	90	98	9	89	149	138	100	138	136	102	120	132	90	119	137	72	126	111	87	27	24	90
東京地裁立川支部	246	226	20	43	4	39	51	54	36	46	40	42	31	48	25	39	38	26	30	35	21	6	7	20
横浜地裁本庁	395	365	30	41	3	38	82	65	55	88	84	59	59	81	37	62	61	38	54	51	41	9	20	30
横浜地裁小田原支部	76	71	5	9	2	7	9	12	4	20	12	12	6	14	4	14	8	10	14	18	6	4	5	5
さいたま地裁本庁	432	386	46	59	7	52	74	68	58	67	77	48	91	79	60	55	77	38	71	58	51	15	20	46
千葉地裁本庁	900	811	89	115	14	101	175	143	133	194	202	125	118	166	77	128	128	77	149	121	105	21	37	89
水戸地裁本庁	174	163	11	22	1	21	38	48	11	29	25	15	28	29	14	27	27	14	25	24	15	5	9	11
宇都宮地裁本庁	147	137	10	16	1	15	26	26	15	26	26	15	23	26	12	36	30	18	19	23	14	1	5	10
前橋地裁本庁	123	116	7	21	1	20	22	33	9	24	20	13	31	29	15	9	17	7	15	12	10	1	4	7
静岡地裁本庁	50	45	5	4	-	4	8	9	3	12	8	7	10	10	7	5	7	5	8	9	4	3	2	5
静岡地裁沼津支部	78	62	16	11	2	9	13	14	8	16	13	11	11	16	6	8	7	7	16	7	16	3	3	16
静岡地裁浜松支部	51	47	4	5	1	4	8	6	6	8	7	7	9	11	5	10	7	8	10	11	7	1	4	4
甲府地裁本庁	66	61	5	8	2	6	10	9	7	15	12	10	12	16	6	9	12	3	11	9	5	1	1	5
長野地裁本庁	57	50	7	11	1	10	12	14	8	10	11	7	8	12	3	4	4	3	10	6	7	2	2	7
長野地裁松本支部	42	40	2	7	1	6	9	7	8	7	11	4	6	6	4	7	8	3	6	7	2	-	-	2
新潟地裁本庁	76	70	6	7	-	7	17	17	7	20	14	13	10	16	7	8	12	3	12	9	6	2	2	6
大阪地裁本庁	730	659	71	108	12	96	119	126	89	130	113	106	123	123	106	122	134	94	107	120	81	21	31	71
大阪地裁堺支部	204	192	12	29	1	28	43	38	33	42	41	34	31	41	24	35	37	22	22	28	16	2	6	12
京都地裁本庁	180	169	11	20	3	17	35	22	30	28	35	23	40	29	34	27	36	25	27	31	21	3	13	11
神戸地裁本庁	254	225	29	31	4	27	52	48	31	36	43	24	44	38	30	47	43	34	30	39	25	14	10	29
神戸地裁姫路支部	65	63	2	20	1	19	12	19	12	9	14	7	7	9	5	10	6	9	7	9	7	-	5	2
奈良地裁本庁	70	63	7	9	4	5	11	7	9	13	11	11	17	18	10	6	8	8	12	10	10	2	5	7
大津地裁本庁	84	79	5	18	6	12	10	12	10	17	18	9	16	14	11	15	17	9	6	10	5	2	2	5
和歌山地裁本庁	70	56	14	10	2	8	19	18	9	11	11	9	7	7	9	12	11	10	8	6	12	3	1	14
名古屋地裁本庁	386	337	49	63	4	59	67	74	52	88	77	63	53	73	43	38	43	38	63	49	52	14	17	49
名古屋地裁岡崎支部	133	114	19	13	1	12	21	18	15	25	21	19	25	25	19	16	28	7	26	11	22	7	10	19
津地裁本庁	96	87	9	7	1	6	16	12	10	25	15	20	19	24	15	14	20	9	12	13	8	3	2	9
岐阜地裁本庁	125	114	11	17	4	13	25	21	17	18	23	12	15	19	8	30	19	19	13	22	10	7	6	11
福井地裁本庁	42	38	4	3	1	2	7	4	5	12	7	10	4	10	4	4	7	1	9	6	4	3	3	4
金沢地裁本庁	44	44	-	7	-	7	10	8	9	10	11	8	7	11	4	7	8	3	3	5	1	-	1	-
富山地裁本庁	33	31	2	1	1	-	10	7	3	8	4	7	5	9	3	7	5	5	1	5	1	1	-	2

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成27年3月末・速報)

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年(3月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
広島地裁本庁	191	169	22	23	4	19	36	24	31	33	34	30	29	36	23	39	31	31	22	36	17	9	4	22
山口地裁本庁	51	48	3	7	2	5	8	11	2	11	5	8	15	15	8	5	8	5	5	4	6	-	3	3
岡山地裁本庁	132	115	17	13	3	10	27	16	21	27	29	19	11	21	9	26	21	14	26	20	20	2	5	17
鳥取地裁本庁	21	18	3	5	2	3	2	3	2	4	3	3	-	2	1	4	1	4	5	6	3	1	1	3
松江地裁本庁	22	20	2	3	1	2	1	2	1	4	3	2	4	4	2	5	4	3	4	5	2	1	1	2
福岡地裁本庁	308	263	45	43	5	38	61	64	35	56	56	35	35	46	24	36	43	17	65	38	44	12	11	45
福岡地裁小倉支部	121	98	23	10	-	10	17	22	5	14	14	5	18	11	12	22	21	13	34	23	24	6	7	23
佐賀地裁本庁	54	48	6	7	1	6	5	9	2	8	6	4	11	10	5	13	14	4	9	6	7	1	2	6
長崎地裁本庁	51	48	3	14	2	12	6	15	3	8	5	6	8	11	3	7	7	3	7	7	3	1	1	3
大分地裁本庁	70	68	2	6	1	5	13	11	7	16	17	6	15	12	9	11	17	3	8	7	4	1	3	2
熊本地裁本庁	86	84	2	13	4	9	13	17	5	20	11	14	12	18	8	19	19	8	8	11	5	1	4	2
鹿児島地裁本庁	118	100	18	19	3	16	17	20	13	29	26	16	6	20	2	22	12	12	20	16	16	5	3	18
宮崎地裁本庁	57	47	10	6	2	4	9	9	4	11	8	7	14	12	9	2	9	2	14	4	12	1	3	10
那覇地裁本庁	97	92	5	15	1	14	18	24	8	16	19	5	11	13	3	16	12	7	20	16	11	1	7	5
仙台地裁本庁	111	106	5	18	6	12	28	29	11	26	17	20	13	21	12	16	21	7	8	10	5	2	2	5
福島地裁本庁	42	38	4	2	1	1	7	4	4	16	16	4	2	4	2	4	3	3	7	9	1	4	1	4
福島地裁郡山支部	78	74	4	14	2	12	24	21	15	11	22	4	10	7	7	9	11	5	7	11	1	3	-	4
山形地裁本庁	52	51	1	5	1	4	10	8	6	9	11	4	15	5	14	10	17	7	3	7	3	-	2	1
盛岡地裁本庁	33	31	2	2	-	2	6	4	4	7	6	5	5	6	4	10	9	5	2	5	2	1	1	2
秋田地裁本庁	35	30	5	3	1	2	5	3	4	4	4	4	8	7	5	7	7	5	6	7	4	2	1	5
青森地裁本庁	79	77	2	7	2	5	23	17	11	11	15	7	23	13	17	9	19	7	4	9	2	2	2	2
札幌地裁本庁	196	175	21	30	4	26	39	35	30	30	37	23	25	34	14	39	28	25	23	29	19	10	8	21
函館地裁本庁	33	31	2	2	-	2	6	5	3	7	7	3	6	6	3	7	8	2	4	2	4	1	3	2
旭川地裁本庁	34	29	5	5	-	5	6	6	5	4	8	1	7	4	4	4	7	1	4	4	1	4	-	5
釧路地裁本庁	49	44	5	2	-	2	6	3	5	12	11	6	12	10	8	11	15	4	1	5	-	5	-	5
高松地裁本庁	84	81	3	7	1	6	19	18	7	16	13	10	13	16	7	10	13	4	19	14	9	-	6	3
徳島地裁本庁	43	41	2	7	2	5	5	7	3	7	8	2	7	7	2	10	8	4	7	7	4	-	2	2
高知地裁本庁	42	38	4	13	1	12	3	14	1	6	5	2	3	4	1	8	5	4	7	6	5	2	3	4
松山地裁本庁	95	82	13	8	2	6	11	12	5	9	10	4	21	10	15	18	23	10	24	21	13	4	4	13

- (注) 1 刑事局の調査による実人員である。
2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって新受欄の当該箇所計上した。
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
5 概数である。

表3 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分																				控訴人員	控訴率（％）
		有罪															無罪	家裁へ移送	その他				
		有罪人員	死刑	無期懲役	懲役								有期禁錮	執行猶予	罰金	刑の免除							
					期					役													
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下											
												実刑	執行猶予	うち保護観察		うち執行猶予							
総数	7,754	7,552	23	153	73	103	344	823	1,546	1,495	1,285	471	1,230	668	1	1	4	1	44	5	153	2,711	35.7
強姦致死傷	1,717	1,666	-	-	1	4	23	105	376	475	419	72	191	130	-	-	-	-	3	3	45	600	35.9
殺人	1,711	1,672	8	60	31	37	195	288	220	230	183	97	333	142	-	-	-	-	10	1	28	577	34.3
傷害致死	761	747	-	-	-	4	1	65	187	186	152	60	92	19	-	-	-	-	8	1	5	285	37.7
現住建造物等放火	711	698	-	1	1	2	8	22	34	90	181	81	278	188	-	-	-	-	2	-	11	134	19.1
覚せい剤取締法違反	688	658	-	-	-	-	23	102	355	146	21	8	3	2	-	-	-	-	18	-	12	340	50.3
(準)強姦致死傷	491	469	-	-	11	14	23	69	116	127	78	14	17	11	-	-	-	-	-	-	22	196	41.8
(準)強姦わいせつ致死傷	451	446	-	-	-	-	3	9	22	51	109	76	176	124	-	-	-	-	-	-	5	93	20.9
強姦強姦	211	198	-	6	17	22	27	59	50	13	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	13	86	43.4
強姦致死(強姦殺人)	210	206	15	93	11	16	22	33	13	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	135	65.2
麻薬特例法違反	209	209	-	-	-	-	3	23	61	84	35	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86	41.1
偽造通貨行使	119	119	-	-	-	-	-	-	1	1	28	17	72	25	-	-	-	-	-	-	-	15	12.6
危険運転致死(合算)	112	112	-	-	-	1	1	13	46	25	14	11	1	1	-	-	-	-	-	-	-	42	37.5
逮捕監禁致死	52	52	-	-	-	-	-	5	10	10	12	4	11	2	-	-	-	-	-	-	-	20	38.5
集団(準)強姦致死傷	44	43	-	1	-	2	6	6	16	7	1	1	3	3	-	-	-	-	-	-	1	19	44.2
保護責任者遺棄致死	41	39	-	-	-	-	-	1	5	10	11	4	8	4	-	-	-	-	1	-	1	13	32.5
傷害	33	33	-	-	-	-	-	-	1	-	10	7	15	8	-	-	-	-	-	-	-	8	24.2
銃刀法違反	32	29	-	-	-	-	-	7	4	12	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	12	41.4
強姦	25	25	-	-	-	-	2	2	5	7	8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	32.0
通貨偽造	24	22	-	-	-	-	-	-	-	6	3	13	3	3	-	-	-	-	-	-	2	2	9.1
(準)強姦	23	23	-	-	-	-	1	2	12	3	3	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	5	21.7
組織的犯罪処罰法違反	15	14	-	2	-	-	5	2	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	10	66.7
麻薬取締法違反	11	11	-	-	-	-	-	4	3	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	45.5
爆発物取締罰則違反	10	9	-	-	1	1	1	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	66.7
窃盗	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4	2	-	-	-	-	-	-	-	1	16.7
爆発物破裂	5	5	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0
自殺関与及び同意殺人	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0
海賊行為処罰法違反	5	4	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	100.0
拐取者身の代金取得等	4	4	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非現住建造物等放火	3	3	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建造物等以外放火	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3
暴行	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
建造物等延焼	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0
身の代金拐取	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	50.0
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(準)強姦わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
死体損壊等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業務上過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
自動車運転過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保護責任者遺棄等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営利拐取等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
常習累犯強姦	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
関税法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0
出入国管理及び難民認定法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0

(注) 1 刑事通常第一審事件による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。

3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。

5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。

8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

9 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。

10 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。

11 「危険運転致死」は、平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。

12 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

13 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

14 速報値である。

表4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (3月末)
イ	裁判員候補者名簿記載者数	1,970,906	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	35.9	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	18.1
ハ	選定された裁判員候補者数	707,773 [93.1]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	123,049 [102.4]	42,214 [124.5]
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	202,568	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	13,858
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	505,205 [66.5]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	86,294 [71.8]	28,356 [83.6]
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	215,321	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	13,988
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	289,884	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,943	14,368
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	220,571 [29.0]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,526 [27.7]	38,527 [27.8]	32,833 [27.3]	9,698 [28.6]
リ	出席率(%)	(「チ」/「ハ」)	31.2	40.3	38.3	33.5	30.6	28.5	23.0
		(「チ」/「ト」)	76.1	83.9	80.6	78.3	76.0	74.0	67.5
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	58,562	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	2,769
ル	(a) 辞退が認められた裁判員候補者の総数	428,681	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	28,332
	(b) 辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	60.6	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	67.1
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	189,778 [25.0]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,768 [23.8]	32,586 [23.5]	27,703 [23.0]	8,086 [23.9]
ワ	選任された裁判員の数	43,775	838	8,673	8,815	8,633	7,937	6,938	1,941
カ	選任された補充裁判員の数	14,939	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	677

- (注) 1 「イ」は刑事局の集計結果、「ワ」及び「カ」は刑事局への個別報告に基づく実人員であり、概数である。
2 「ハ」ないし「ヲ」は刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。
3 「ニ」及び「ヘ」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
5 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
6 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
7 [] は、判決人員(累計7,601人、平成21年142人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年1,202人、平成27年339人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

表5 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (3月末)
総数	判決人員	7,601	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	339
	平均審理期間(月)	8.7	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.1
	公判前整理手続期間の 平均(月)	6.4	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.3
	公判前整理手続以外に 要した期間の平均(月)	2.3	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.8
自白	判決人員	4,306	114	970	885	806	725	644	162
	平均審理期間(月)	7.2	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4
	公判前整理手続期間の 平均(月)	5.0	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.5
	公判前整理手続以外に 要した期間の平均(月)	2.2	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.9
否認	判決人員	3,295	28	536	640	694	662	558	177
	平均審理期間(月)	10.8	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	10.6
	公判前整理手続期間の 平均(月)	8.3	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	8.7
	公判前整理手続以外に 要した期間の平均(月)	2.5	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	1.9

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 判決人員は実人員である。

3 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

4 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

5 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

6 速報値である。

表6 公判前整理手続期間(公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで)別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間(自白否認別)

	判決人員	公 判 前 整 理 手 続 期 間																平均公判前整理 手続期間
		15 日 以 内	1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	9 月 以 内	1 年 以 内	1 年 3 月 以 内	1 年 6 月 以 内	1 年 9 月 以 内	2 年 以 内	2 年 3 月 以 内	2 年 6 月 以 内	2 年 9 月 以 内	3 年 以 内	3 年 を 超 え る	
総数	7,525	-	7	223	757	3,446	1,737	754	340	138	51	32	20	9	4	2	5	6.4 月
自白	4,253	-	6	193	668	2,385	738	171	62	20	3	4	2	1	-	-	-	5.0 月
否認	3,272	-	1	30	89	1,061	999	583	278	118	48	28	18	8	4	2	5	8.3 月

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。

3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 速報値である。

表7 平均実審理期間及び平均開廷回数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (3月末)
総数	判決人員	7,601	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	339
	平均実審理期間(日)	7.0	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2	9.9
	平均開廷回数(回)	4.3	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5	4.7
自白	判決人員	4,306	114	970	885	806	725	644	162
	平均実審理期間(日)	5.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	6.0	6.2
	平均開廷回数(回)	3.6	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.9
否認	判決人員	3,295	28	536	640	694	662	558	177
	平均実審理期間(日)	9.6	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8	13.3
	平均開廷回数(回)	5.1	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3	5.5

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による。
 2 判決人員は実人員である。
 3 実審理期間は、次の方法により算出した。なお、最長のものは120日であり、最短のものは2日である。
 (1) 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。
 (2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 (3) 東日本大震災の影響等で公判期日が延期され、全ての裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 (4) (1)～(3)以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。
 4 開廷回数には、3(2)の場合の、裁判官のみで行われた公判の回数を含む。
 5 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 7 速報値である。

表8 平均取調べ証人数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (3月末)
総数	判決件数	7,159	138	1,423	1,442	1,415	1,294	1,131	316
	取調べ証人実人数	2.7	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	2.9	3.3
	検察官請求証人数	1.6	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	2.0	2.3
	弁護人側請求証人数	1.3	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3
自白	判決件数	4,002	110	905	818	753	662	602	152
	取調べ証人実人数	1.7	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	2.1
	検察官請求証人数	0.6	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	1.0	1.0
	弁護人側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3
否認	判決件数	3,157	28	518	624	662	632	529	164
	取調べ証人実人数	3.9	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.1	4.5
	検察官請求証人数	2.9	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.2	3.5
	弁護人側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.3	1.4

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。
2 証人の数は、刑事局への個別報告による人員であり、相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。
3 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護人側請求証人数」に重複して計上した。
4 「取調べ証人実人数」には、職権で取り調べた証人を含む。
5 判決件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
7 概数である。

表 9 平均評議時間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (3月末)
総数	判決人員	7,601	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	339
	平均評議時間(分)	598.1	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	674.9	751.7
自白	判決人員	4,306	114	970	885	806	725	644	162
	平均評議時間(分)	478.1	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	532.2	547.3
否認	判決人員	3,295	28	536	640	694	662	558	177
	平均評議時間(分)	754.9	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	839.6	938.9

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。
3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
5 速報値である。